

6月15日 食品衛生分科会

報告事項に関する資料



(2) 報告事項

① 農薬等

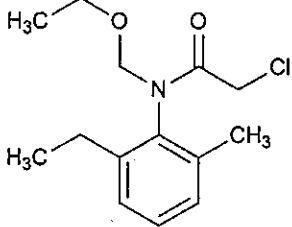
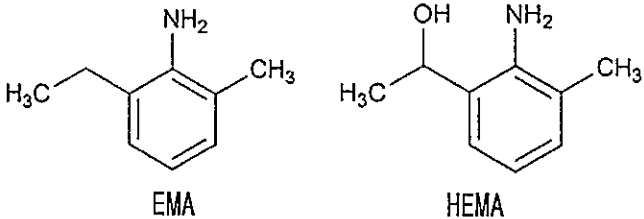
- ・アセトクロール（暫定基準の見直し） 1～ 4
- ・イソピラザム（新規農薬登録申請＋インポートトレランス申請）
. 5～10
- ・エトフメセート（暫定基準の見直し＋新規農薬登録申請）
. 11～14
- ・ジエトフェンカルブ（暫定基準の見直し＋適用拡大申請に伴う
基準値の設定） 15～20
- ・1,3-ジクロロプロペン（適用拡大申請に伴う基準値の設定）
. 21～25
- ・テブコナゾール（適用拡大申請に伴う基準値の設定）
. 26～33
- ・テプラロキシジム（暫定基準の見直し） 34～40
- ・トリフロキシストロビン（適用拡大申請に伴う基準値の設定
＋インポートトレランス申請） 41～47
- ・フェノブカルブ（暫定基準の見直し＋魚介類の基準値設定）
. 48～52
- ・フェンヘキサミド（適用拡大申請に伴う基準値の設定）
. 53～57
- ・フルオピラム（適用拡大申請に伴う基準値の設定＋インポート
トレランス申請） 58～63
- ・ベンチアバリカルブイソプロピル（適用拡大申請に伴う基準値の

設定)	・ ・ ・ ・ ・	64～66
・フルアジホップブチル（暫定基準の見直し+インポートトレランス申請）	・ ・ ・ ・ ・	67～73
・エリスロマイシン（暫定基準の見直し）	・ ・ ・ ・ ・	74～77
・ピペラジン（暫定基準の見直し）	・ ・ ・ ・ ・	78～81
・フルアズロン（暫定基準の見直し）	・ ・ ・ ・ ・	82～84
・フルベンダゾール（暫定基準の見直し）	・ ・ ・ ・ ・	85～88
・フルメトリン（暫定基準の見直し+承認事項変更に伴う基準値の設定）	・ ・ ・ ・ ・	89～91
・フロルフェニコール（暫定基準の見直し+国内承認申請及び承認事項変更に伴う基準値の設定）	・ ・ ・ ・ ・	92～95
・ベダプロフェン（暫定基準の見直し）	・ ・ ・ ・ ・	96～98
・メトクロプラミド（暫定基準の見直し）	・ ・ ・ ・ ・	99～101

② 食品添加物

・過酸化水素（使用基準改正）	・ ・ ・	102～104
----------------	-------	---------

アセトクロール (Acetochlor)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	
用途	農薬/除草剤
作用機構	酸アミド系除草剤である。植物の炭素数 20 以上の超長鎖脂肪酸の生合成酵素阻害作用により、雑草の主に幼芽部の伸長を抑制し殺草活性を示すと考えられている。
適用作物/適用雑草	とうもろこし/一年生イネ科雑草 等
我が国の登録状況	農薬登録されていない。
諸外国の状況	2015 年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大豆、とうもろこし等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.011 mg/kg 体重/day [設定根拠] 18 ヶ月 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 1.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100 発がん性試験において、ラットでは肝臓、甲状腺及び鼻腔、マウスでは肝臓、肺、腎臓及び子宮に腫瘍の増加が認められたが、遺伝毒性試験及び各種メカニズム試験等の結果から、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質 : アセトクロール及び塩基性条件下で 2-エチル-6-メチルアニリン (EMA) または 2-(1-ヒドロキシエチル)-6-メチルアニリン (HEMA) に加水分解される代謝物とする。 なお、アセトクロールと類似の構造を有するメトラクロール及びその代謝物は、塩基性条件下において EMA または HEMA に加水分解される可能性があることから、メトラクロールの基準が設定されている食品において、EMA または HEMA が検出された場合には、メトラクロールの使用状況または残留試験結果を踏まえ、規格基準への適否を判断することとする。 

暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。	
		TMDI/ADI (%)
	一般 (1 歳以上)	6.5
	幼小児 (1~6 歳)	11.4
	妊婦	4.9
	高齢者 (65 歳以上)	7.5
	TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)	
意見聴取の状況	平成 28 年 2 月 15 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 5 月 11 日~6 月 9 日にパブリックコメントを実施 平成 28 年 3 月 30 日~5 月 29 日に WTO 通報を実施	
答申案	別紙 2 のとおり。	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦 とうもろこし その他の穀類	0.05	0.02 0.05 0.02			0.05 米国	【<0.04(n=14)(米国)】
大豆	1	0.1			1.0 米国	【<0.012-0.999(#)(n=21)(米国)】
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)		0.05 0.05				
えだまめ		0.1				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)
 (#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

アセトクロール

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.05
大豆	1

※今回基準値を設定するアセトクロールとは、アセトクロール及び塩基性条件下でEMA【2-エチル-6-メチルアニリン】及びHEMA【2-(1-ヒドロキシエチル)-6-メチルアニリン】に変換される代謝物をアセトクロールに換算したものの和をいう。

	<p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1～6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARFD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>
意見聴取の状況	<p>平成 28 年 6 月 17 日に在京大使館への説明を実施予定</p> <p>今後、パブリックコメントを実施する予定</p> <p>(WTO 通報は対象外)</p>
答申案	<p>別紙 2 のとおり。</p>

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
小麦	0.2	0.2		0.03	0.2	EU	【<0.01-0.116(#)(n=30)(EU)】
大麦	0.6	0.6		0.07	0.6	EU	【<0.01-0.504(#)(n=30)(EU)】
ライ麦	0.2	0.2		0.03	0.2	EU	【EU小麦参照】
その他の穀類	0.2	0.2		0.03	0.2	EU	【EU小麦参照】
はくさい	5		申				1.87(\$),0.29
キャベツ	3		申				0.65,1.40
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10		申				2.30,5.51
トマト	3		申				0.69,1.39
なす	2		申				0.32,0.58(\$)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1		申				0.42(\$),0.09
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05		IT		0.05	ニュージーランド	【<0.013-<0.0239(n=8)(ニュージーランド)】
メロン類果実	0.05		申				<0.01,<0.01
りんご	5		申				1.04,2.32
日本なし	3		申				0.74,1.06(\$)
西洋なし	3		申				(日本なし参照)
もも	0.2		申				0.03(\$),0.02
あんず(アブリコットを含む。)	5		申				(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	2		申				0.51,0.90
うめ	5		申				2.34,2.85
いちご	5		申				1.76,1.27
ぶどう	10		申				0.62-3.59(\$)(n=4)
かき	2		申				0.27-0.74(\$)(n=4)
バナナ	0.06	0.06		0.06			
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01			
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01			
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01			
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01			
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02			
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02			
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02			
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02			
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02			
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02			
乳	0.01	0.01		0.01			
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01			
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01			
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01			
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01			
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

イソピラザム

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.2
大麦	0.6
ライ麦	0.2
その他の穀類 ^{注1)}	0.2
はくさい	5
キャベツ	3
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
トマト	3
なす	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05
メロン類果実	0.05
りんご	5
日本なし	3
西洋なし	3
もも	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	5
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	5
いちご	5
ぶどう	10
かき	2
バナナ	0.06
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注3)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注4)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01

※今回基準を設定するイソピラザムとは、イソピラザム(*syn*体)及びイソピラザム(*anti*体)とする。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

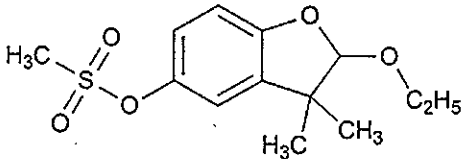
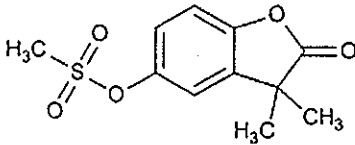
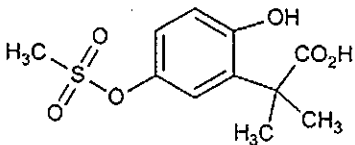
注2)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注4)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01

エトフメセート (Ethofumesate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ベンゾフラン環を有する除草剤である。光合成及び呼吸を阻害することによって細胞分裂を抑制し、殺草効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用雑草	たまねぎ、てんさい/一年生雑草										
我が国の登録状況	農薬登録されていない。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドにおいて調査した結果、米国においててんさい、たまねぎ等に、カナダにおいててんさい、その他の野菜等に、EU においてその他のスパイス、その他のハーブ等に、豪州においてその他の野菜及び畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.3 mg/kg 体重/day [設定根拠] 妊娠 6~18 日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 30 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質 : エトフメセート、2, 3-ジヒドロ-3, 3-ジメチル-2-オキソベンゾフラン-5-イル メタンシルホナート (代謝物 M2) 及び熱酸処理で代謝物 M2 に変換される代謝物 (2-(2-ヒドロキシ-5-メタンシルホニルオキシフェニル)-2-メチルプロピオン酸 (代謝物 M3) 及び代謝物 M3 抱合体を含む) とする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 M2</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 M3</p> </div> </div>										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	1.0	幼小児 (1~6 歳)	2.8	妊婦	1.1	高齢者 (65 歳以上)	0.9
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	1.0										
幼小児 (1~6 歳)	2.8										
妊婦	1.1										
高齢者 (65 歳以上)	0.9										

意見聴取の状況	平成 28 年 6 月 17 日に在京大使館への説明を実施予定 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
てんさい	0.3	0.1	申		0.3; 米国	【0.107-0.194(n=10)(米国)】
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	0.3	0.1			0.25; 米国	【0.106-0.164(#)(n=10)(米国)】
にんにく	0.3	0.1			0.25; 米国	【米国たまねぎ参照】
わけぎ		0.1				
その他のゆり科野菜		0.1				
その他のせり科野菜		0.1				
その他の野菜	5	1			5.0; 米国	【1.00-4.15(n=5)(ビート)(米国)】
その他のオイルシード		0.02				
その他のスパイス		1				
その他のハーブ		1				
牛の筋肉	0.5	0.05			0.5; 豪州	【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	0.5	0.05			0.5; 豪州	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.05			0.5; 豪州	【牛の脂肪参照】
牛の脂肪	0.5	0.3			0.5; 豪州	推:0.2
豚の脂肪	0.5	0.3			0.5; 豪州	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.3			0.5; 豪州	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.5	0.3			0.5; 豪州	推:0.17
豚の肝臓	0.5	0.3			0.5; 豪州	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.3			0.5; 豪州	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	3	0.3				推:3.01
豚の腎臓	3	0.3				【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3	0.3				【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	3	0.3				【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	3	0.3				【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3	0.3				【牛の腎臓参照】
乳	0.2	0.2			0.2; 豪州	推:0.07

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

推:推定される残留量であることを示す

エトフメセート

食品名	残留基準値 ppm	※今回基準値を設定するエトフメセートとは、エトフメセート、代謝物M2【2,3-ジヒドロ-3,3-ジメチル-2-オキソ-ベンゾフラン-5-イル メタンスルホナート】をエトフメセートに換算したものと及び熱酸処理で代謝物M2に変換される代謝物(代謝物M3【2-(2-ヒドロキシ-5-メタンスルホニルオキシフェニル)-2-メチルプロピオン酸】及び代謝物M3抱合体を含む)をエトフメセートに換算したものの和をいう。
てんさい	0.3	
たまねぎ にんにく	0.3 0.3	
その他の野菜 ^{注1)}	5	注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
牛の筋肉	0.5	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、
豚の筋肉	0.5	菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.5	ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
牛の脂肪	0.5	
豚の脂肪	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	注2)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の肝臓	0.5	
豚の肝臓	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	
牛の腎臓	3	
豚の腎臓	3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3	
牛の食用部分 ^{注3)}	3	注3)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3	
乳	0.2	

ジエトフェンカルブ (Diethofencarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	μ-フェニルカーバメート系殺菌剤であり、ベンズイミダゾール系殺菌剤耐性菌に高い抗菌作用を示す。紡錘糸に結合し、細胞分裂を阻害することにより殺菌活性を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害	きゅうり、なす/灰色かび病 等										
我が国の登録状況	きゅうり、なす、トマト等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてバナナに、EUにおいてトマト、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.42 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 42.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ラットを用いた 2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雄で甲状腺ろ胞細胞腺癌、雌で甲状腺ろ胞細胞腺腫、雌雄で甲状腺ろ胞細胞腺腫及び腺癌の合計の発生頻度に有意な増加が認められたが、その発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD : 2 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 200 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ジエトフェンカルブとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>13.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>7.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	6.4	幼小児 (1~6歳)	13.7	妊婦	5.6	高齢者 (65歳以上)	7.5
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	6.4										
幼小児 (1~6歳)	13.7										
妊婦	5.6										
高齢者 (65歳以上)	7.5										

	(ARFD)を超えていない ^注 。 注) 基準値案又は最高残留濃度(HR)を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを推定した。
意見聴取の状況	平成28年2月15日に在京大使館への説明を実施 平成28年5月11日～6月9日にパブリックコメントを実施 平成28年3月30日～5月29日にWTO通報を実施
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05		申			<0.01, <0.01
大豆	0.1	0.1	○			
小豆類	0.1	0.1	○			
えんどう	0.1	0.1	○			
そら豆	0.1	0.1	○			
らっかせい		0.1				
その他の豆類	0.1	0.1	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		5.0				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	5.0				
かぶ類の根		5.0				
かぶ類の葉		5.0				
西洋わさび		5.0				
クレソン	5	5.0				
はくさい		5.0				
キャベツ	5	5.0	○			
芽キャベツ		5.0				
ケール		5.0				
こまつな		5.0				
きょうな	5	5.0				
チンゲンサイ		5.0				
カリフラワー		5.0				
ブロッコリー		5.0				
その他のあぶらな科野菜	5	5.0				
ごぼう		5.0				
サルシフィー		5.0				
アーティチョーク		5.0				
チコリ		5.0				
エンダイブ	5	5.0				
しゅんぎく		5.0				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	5	5.0	○			
その他のきく科野菜	5	5.0	○			
たまねぎ	5	5.0	○			
ねぎ(リーキを含む。)		5.0				
にんにく	5	5.0				
にら		5.0				
アスパラガス		5.0				
わけぎ		5.0				
その他のゆり科野菜		5.0				
にんじん		5.0				
パースニップ		5.0				
パセリ		5.0				
セロリ		5.0				
みつば	5	5.0	○			
その他のせり科野菜		5.0				
トマト	5	5.0	○			
ピーマン	5	5.0				
なす	5	5.0	○			
その他のなす科野菜	5	5.0				
きゅうり(ガーキンを含む。)	5	5.0	○			
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	5	5.0	○			
しろり	5	5.0				
すいか	5	5.0	○			
メロン類果実	5	5.0				
まくわうり		5.0				
その他のうり科野菜	5	5.0	○			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		5.0				
たけのこ		5.0				
オクラ	5	5.0				
しょうが		5.0				
未成熟えんどう	5	5.0	○			
未成熟いんげん	5	5.0				
えだまめ	5	5.0	○			
マッシュルーム		5.0				
しいたけ		5.0				
その他のきのこ類		5.0				
その他の野菜	5	5.0	○			
みかん	5	5.0	○			
なつみかんの果実全体	5	5.0	○			
レモン	5	5.0	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5.0	○			
グレープフルーツ	5	5.0	○			
ライム	5	5.0	○			
その他のかんきつ類果実	5	5.0	○			
りんご	5	5.0				
日本なし	5	5.0				
西洋なし	5	5.0				
マルメロ		5.0				
びわ		5.0				
もも		5.0				
ネクタリン		5.0				
あんず(アプレコットを含む。)		5.0				
すもも(プルーンを含む。)		5.0				
うめ	5	5.0	○			
おうとう(チェリーを含む。)		5.0				
いちご	5	5.0	○			
ラズベリー		5.0				
ブラックベリー		5.0				
ブルーベリー		5.0				
クランベリー		5.0				
ハックルベリー		5.0				
その他のベリー類果実		5.0				
ぶどう	5	5.0	○			
かき	5	5.0	○			
バナナ	0.1	5.0			0.1 米国	【<0.01-0.07(n=12)(米国)】
キウイ	5	5.0	○			
パパイヤ		5.0				
アボカド		5.0				
パイナップル		5.0				
グアバ		5.0				
マンゴー		5.0				
パッションフルーツ		5.0				
なつめやし		5.0				
その他の果実	5	5.0				
ひまわりの種子		5.0				
ごまの種子		5.0				
べにばなの種子		5.0				
綿実		5.0				
なたね		5.0				
その他のオイルシード		5.0				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぎんなん		5.0				
くり		5.0				
ペカン		5.0				
アーモンド		5.0				
くるみ		5.0				
その他のナッツ類		5.0				
茶	5		申			1.74(\$), 0.58(あら茶)
その他のスパイス	10	5				4.56, 1.66 (みかん果皮)
その他のハーブ		5				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)
 太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
 ○: 既に、国内において農薬登録のあるもの
 申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ジエトフェンカルブ

食品名	残留基準値 ppm	
小麦	0.05	
大豆	0.1	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
小豆類 ^{注1)}	0.1	豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及
えんどう	0.1	びレンズを含む。
そら豆	0.1	
その他の豆類 ^{注2)}	0.1	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	
クレソン	5	
キャベツ	5	注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科
きょうな	5	野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、か
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	5	ぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、は
エンダイブ	5	くさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	5	きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー
その他のきく科野菜 ^{注4)}	5	及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ	5	
にんにく	5	注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコ
みつば	5	リ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外
トマト	5	のものをいう。
ピーマン	5	注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、
なす	5	トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
その他のなす科野菜 ^{注5)}	5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	5	注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	5	きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類
しろりり	5	果実及びまくわうり以外のものをいう。
すいか	5	
メロン類果実	5	注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、て
その他のうり科野菜 ^{注6)}	5	んさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、
オクラ	5	ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野
未成熟えんどう	5	菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成
未成熟いんげん	5	熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ
えだまめ	5	類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
その他の野菜 ^{注7)}	5	注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類
みかん	5	果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの
なつみかんの果実全体	5	外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、
レモン	5	グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外の
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	ものをいう。
グレープフルーツ	5	
ライム	5	注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	5	類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、び
りんご	5	わ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうと
日本なし	5	う、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キ
西洋なし	5	ウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グア
うめ	5	バ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及
いちご	5	びスパイス以外のものをいう。
ぶどう	5	
かき	5	
バナナ	0.1	
キウィー	5	注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西
その他の果実 ^{注9)}	5	洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パ
茶	5	プリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、
その他のスパイス ^{注10)}	10	ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

1,3-ジクロロプロペン (1,3-Dichloropropene)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> $\begin{array}{c} \text{H} & & \text{H} \\ & \backslash & / \\ & \text{C}=\text{C} \\ & / & \backslash \\ \text{Cl} & & \text{CH}_2\text{Cl} \end{array}$ <p>Z体</p> </div> <div style="text-align: center;"> $\begin{array}{c} \text{H} & & \text{CH}_2\text{Cl} \\ & \backslash & / \\ & \text{C}=\text{C} \\ & / & \backslash \\ \text{Cl} & & \text{H} \end{array}$ <p>E体</p> </div> </div> <p>(Z体 : E体 = 1.5 ~ 1.1 : 1.0)</p>										
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	土壌くん蒸用に使用される殺虫剤(殺線虫剤)である。線虫の酵素の求核反応中心(チオール基、アミノ基及び水酸基等)と化学結合をすることにより、酵素活性を阻害し、殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫	はくさい/ネコブセンチュウ 等										
我が国の登録状況	はくさい、レタス、ほうれんそう等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどうに、EUにおいてにんじん、にんにく等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・強制経口) 無毒性量 2 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>他の発がん性試験において、雌雄のラットで肝細胞腺腫及び前胃の扁平上皮乳頭腫の発生頻度増加が認められ、また、雌雄のマウスで肺気管支腺腫、前胃の扁平上皮乳頭腫及び膀胱移行上皮癌の発生頻度増加が認められた。しかし、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD : 0.2 mg/kg 体重 [設定根拠] 亜急性毒性試験(イヌ・強制経口) 無毒性量 20 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質 : 1,3-ジクロロプロペン (E体) 及び 1,3-ジクロロプロペン (Z体) とする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	0.4	幼小児 (1~6歳)	0.7	妊婦	0.4	高齢者 (65歳以上)	0.4
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	0.4										
幼小児 (1~6歳)	0.7										
妊婦	0.4										
高齢者 (65歳以上)	0.4										

	<p>及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARFD）を超えていない^注。</p> <p>注）基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを推定した。</p>
意見聴取の状況	<p>平成28年6月17日に在京大使館への説明を実施予定</p> <p>今後、パブリックコメントを実施する予定</p> <p>（WTO 通報は不要）</p>
答申案	<p>別紙2のとおり。</p>

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
らっかせい	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
ばれいしょ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
こんにやくいも	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
てんさい	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
かぶ類の根	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
かぶ類の葉	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
はくさい	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
キャベツ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
ケール	0.01		申			(こまつな, きょうな, チンゲンサイ参照)
こまつな	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
きょうな	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
チンゲンサイ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
その他のあぶらな科野菜	0.01		申			(こまつな, きょうな, チンゲンサイ参照)
ごぼう	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
その他のきく科野菜	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(ふき)
たまねぎ	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002(根深ねぎ)/<0.002(葉ねぎ)
にんにく	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
にら	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
わけぎ	0.01	0.01	○			(根深ねぎ, 葉ねぎ参照)
その他のゆり科野菜	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(らっきょう)
にんじん	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
パセリ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
セロリ	0.01	0.01	○			<0.004(#), <0.004
みつば	0.01	0.01	○			<0.005(#), <0.002
トマト	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
ピーマン	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
なす	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
その他のなす科野菜	0.01	0.01	○			(ピーマン参照)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
しろり	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
すいか	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
メロン類果実	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
まくわうり	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
その他のうり科野菜	0.01	0.01	○			<0.003(#), <0.003(#)(にがうり)
ほうれんそう	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
オクラ	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
しょうが	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
未成熟えんどう	0.01		申			<0.002, <0.002(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
えだまめ	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
その他の野菜	0.01	0.01	○			<0.02, <0.02(うど)
いちご	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
その他のハーブ	0.01	0.01	○			<0.005(#), <0.005(#)(しその花穂)
ミネラルウォーター類	0.02	0.02		0.02 ^(注)		

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

注)WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定 (Guideline Value:WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起ささない濃度を示す。

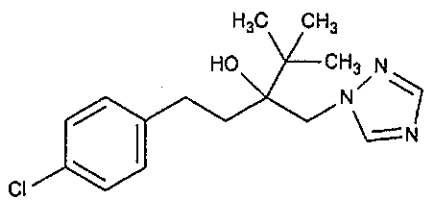
1,3-ジクロロプロペン

食品名	残留基準値	
	ppm	
大豆	0.01	※今回基準値を設定する1, 3-ジクロロプロペンとは、1,3-ジクロロプロペン(E体)及び1,3-ジクロロプロペン(Z体)の和をいう。
らっかせい	0.01	
ばれいしょ	0.01	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	
かんしょ	0.01	
やまいも(長いもをいう。)	0.01	
こんにゃくいも	0.01	
てんさい	0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.01	
かぶ類の根	0.01	注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
かぶ類の葉	0.01	
はくさい	0.01	
キャベツ	0.01	
ケール	0.01	
こまつな	0.01	
きょうな	0.01	
チンゲンサイ	0.01	
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	0.01	
ごぼう	0.01	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.01	
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.01	
たまねぎ	0.01	注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	
にんにく	0.01	
にら	0.01	
わけぎ	0.01	
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	0.01	
にんじん	0.01	注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
パセリ	0.01	
セロリ	0.01	
みつば	0.01	
その他のなす科野菜 ^{注4)}	0.01	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01	注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01	
しろり	0.01	
すいか	0.01	注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
メロン類果実	0.01	
まくわうり	0.01	
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.01	
ほうれんそう	0.01	
オクラ	0.01	
しょうが	0.01	
未成熟えんどう	0.01	

食品名	残留基準値
	ppm
未成熟いんげん	0.01
えだまめ	0.01
その他の野菜 ^{注6)}	0.01
いちご	0.01
その他のハーブ ^{注7)}	0.01
ミネラルウォーター類	0.02

注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソム、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

テブコナゾール (Tebuconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。脂質生合成経路中の 24-メチレンジヒドロラノステロールの C14 位の脱メチル化を阻害することによりステロールの生合成を抑制し、作用するものと考えられる。										
適用作物/適用病害虫	小麦/赤かび病 等										
我が国の登録状況	小麦、大麦、てんさい等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	2010 年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準は小麦、りんご等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてチェリー、畜産物等に、カナダにおいてぶどう、畜産物等に、EU においてオレンジ、りんご等に、豪州においてアボカド、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてたまねぎ、もも等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.029 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 2.94 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>マウスで肝細胞腫瘍が認められたが、遺伝毒性は認められないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD : 0.3 mg/kg 体重 [設定根拠] 発生毒性試験 (ラット及びウサギ・強制経口) 無毒性量 30 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：テブコナゾールとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1713 1436 1948"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>44.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>24.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	22.2	幼小児 (1~6歳)	44.4	妊婦	22.8	高齢者 (65歳以上)	24.3
	EDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	22.2										
幼小児 (1~6歳)	44.4										
妊婦	22.8										
高齢者 (65歳以上)	24.3										

	注) 基準値案又は最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。
意見聴取の状況	平成 28 年 3 月 30 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 5 月 11 日～6 月 9 日にパブリックコメントを実施 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05				
小麦	2	2	○	0.15		0.05-0.66(\$)(#)(n=4) 1.44,1.04
大麦	3	3	○	2		
ライ麦	0.2	0.2		0.15		
とうもろこし	0.6	0.6		0.6		
そば	0.05	0.05				
その他の穀類	2	2		2		
大豆	0.3	0.3	○	0.15		0.02-0.06(\$)(n=3) 0.14(\$),0.06 (小豆類参照) (小豆類参照)
小豆類	0.5	0.5	○	0.3		
えんどう	0.5	0.5	○			
そら豆	0.5	0.5	○			
らっかせい	0.2	0.2		0.15		
その他の豆類	0.5	0.5	○	0.3		
ばれいしょ	0.1	0.1	○		0.1 ブラジル	【<0.02-<0.1(#)(n=15)(ブラジル)】
てんさい	0.1	0.1	○			0.02,0.02
さとうきび	0.1	0.1				
キャベツ	3	1	○・申	1		1.45,0.61
芽キャベツ	0.5	0.5		0.3		
カリフラワー	0.05	0.05		0.05		
ブロッコリー	0.3	0.3		0.2		
アーティチョーク	0.6	0.6		0.6		0.04,0.02
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	5	5		5		
たまねぎ	0.2	0.2	○	0.1		<0.05-0.66(\$)(n=4) 3.87,3.86(にら・花茎)
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○	0.7		
にんにく	0.1	0.1	○	0.1		
にら	10	10	○			
アスパラガス	0.05	0.05				
わけぎ	2	2	○			
その他のゆり科野菜	10	10	○			
にんじん	0.6	0.6		0.4	0.6 ブラジル	
セロリ	0.3	0.3				
トマト	1	1		0.7		0.04,0.02
ピーマン	1	1		1		
なす	0.5	0.5		0.1		
その他のなす科野菜	5	5				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2		0.15		【<0.02(n=4)(EU)(果肉)】 【<0.02(#)(n=4)(EU)(果肉)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2		0.2		
すいか	0.1	0.1			0.1 ブラジル	
メロン類果実	0.1	0.1			0.1 ブラジル	
しょうが	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05
未成熟えんどう	0.5	0.5				
未成熟いんげん	0.5	0.5				
えだまめ	0.5	0.5				
その他の野菜	0.5	0.5	○			0.20,<0.05(しそ)
みかん	0.2		申			0.04(\$),<0.01
なつみかんの果実全体	5	5	申		5 ブラジル	2.20,1.22
レモン	5	5	申		5 ブラジル	(なつみかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	申		5 ブラジル	(なつみかん参照)
グレープフルーツ	5	5	申		5 ブラジル	(なつみかん参照)
ライム	5	5	申		5 ブラジル	(なつみかん参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	申		5 ブラジル	1.12(すだち),0.36(かぼす)
りんご	1	1	○	1		1.06,1.68(\$)
日本なし	5	5	○	1		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
西洋なし	5	5	○	1		(日本なし参照)
マルメロ	1	1				
びわ	0.5	0.5				
もも	1	1	○			
ネクタリン	5	5	○	2		0.63,1.53(\$)
あんず(アブリコットを含む。)	2	2	○	2		0.76,0.68
すもも(ブルーーンを含む。)	3	3	○	3		0.32,0.76
うめ	3	3	○			0.22,1.30(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	4		1.32-3.19(n=4)
その他のベリー類果実	2	2		1.5		
ぶどう	10	10	○	6		3.94(\$),0.78
かき	1	1	○			0.48,0.39
バナナ	0.2	0.2		0.05		
パパイヤ	2	2		2		
マンゴー	0.1	0.1		0.05	0.1 ブラジル	【0.02-0.09(#)(n=10)(ブラジル)】
パッションフルーツ	0.1	0.1		0.1		
その他の果実	2	2	○	0.05	2 台湾	【0.47-0.98(#)(n=3)(ライチ)(米国)】
ひまわりの種子	0.2	0.2				
綿実	2	2		2		
なたね	0.3	0.3		0.3		
ぎんなん	0.05	0.05		0.05		
くり	0.05	0.05		0.05		
ペカン	0.05	0.05		0.05		
アーモンド	0.05	0.05		0.05		
くるみ	0.05	0.05		0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05		
茶	50	50	○			37.8(\$),22.3(荒茶)
コーヒー豆	0.2	0.2		0.1	0.2 ブラジル	【<0.01-<0.1(n=15)(ブラジル)】
ホップ	40	40	○	40		0.30,0.67
その他のスパイス	15	0.5	申			7.84(\$),2.60(みかん果皮)
その他のハーブ	2	2	○			0.98,0.41(あさつき)
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		【推:0.05】
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		【推:0.05】
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.2	0.2		0.2		【推:0.14】
豚の肝臓	0.2	0.2		0.2		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2		0.2		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.2	0.2		0.2		【推:0.1】
豚の腎臓	0.2	0.2		0.2		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		0.2		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.2	0.2		0.2		【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.2	0.2		0.2		【牛の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2		0.2		【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.01	0.01		0.01		【推:0.01】
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		【推:0.05】
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		【推:0.05】
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		【鶏の脂肪参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		【推:0.05】
その他の家さんの肝臓	0.05	0.05		0.05		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		【推:0.05】
その他の家さんの腎臓	0.05	0.05		0.05		【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		【推:0.05(皮膚)】
その他の家さんの食用部分	0.05	0.05		0.05		【鶏の食用部分参照】
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		【推:0.029】
その他の家さんの卵	0.05	0.05		0.05		【鶏の卵参照】
とうがらし(乾燥させたもの)		10		10		
干しぶどう		12		7		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

加工食品であるとうがらし(乾燥させたもの)及び干しぶどうについては、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、10(とうがらし(乾燥させたもの)),1.2(干しぶどう)と評価されている。)

テブコナゾール

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	
小麦	2	
大麦	3	
ライ麦	0.2	
とうもろこし	0.6	
そば	0.05	
その他の穀類 ^{注1)}	2	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大豆	0.3	
小豆類 ^{注2)}	0.5	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
えんどう	0.5	
そら豆	0.5	
らっかせい	0.2	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
その他の豆類 ^{注3)}	0.5	
ばれいしょ	0.1	
てんさい	0.1	
さとうきび	0.1	
キャベツ	3	
芽キャベツ	0.5	
カリフラワー	0.05	
ブロッコリー	0.3	
アーティチョーク	0.6	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	5	
たまねぎ	0.2	
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	
にんにく	0.1	
にら	10	
アスパラガス	0.05	注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
わけぎ	2	
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	10	
にんじん	0.6	
セロリ	0.3	
トマト	1	
ピーマン	1	
なす	0.5	注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
その他のなす科野菜 ^{注5)}	5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	
すいか	0.1	
メロン類果実	0.1	
しょうが	0.2	注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
未成熟えんどう	0.5	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、
未成熟いんげん	0.5	ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、
えだまめ	0.5	ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
その他の野菜 ^{注6)}	0.5	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、
みかん	0.2	スパイス及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値		
	ppm		
なつみかんの果実全体	5	注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。	
レモン	5		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5		
グレープフルーツ	5		
ライム	5		
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	5		
りんご	1		
日本なし	5		
西洋なし	5		
マルメロ	1		
びわ	0.5		
もも	1	注8)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。	
ネクタリン	5		
あんず(アプレコットを含む。)	2		
すもも(プルーンを含む。)	3		
うめ	3		
おうとう(チェリーを含む。)	5		
その他のベリー類果実 ^{注8)}	2		
ぶどう	10		
かき	1		
バナナ	0.2		注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
パパイヤ	2		
マンゴー	0.1		
パッションフルーツ	0.1		
その他の果実 ^{注9)}	2		
ひまわりの種子	0.2		
綿実	2		
なたね	0.3		
ぎんなん	0.05		
くり	0.05		
ペカン	0.05	注10)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。	
アーモンド	0.05		
くるみ	0.05		
その他のナッツ類 ^{注10)}	0.05		
茶	50		注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
コーヒー豆	0.2		
ホップ	40		
その他のスパイス ^{注11)}	15		
その他のハーブ ^{注12)}	2		
牛の筋肉	0.05		
豚の筋肉	0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.05		
牛の脂肪	0.05		
豚の脂肪	0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05		
牛の肝臓	0.2		
豚の肝臓	0.2		

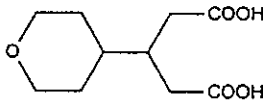
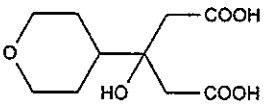
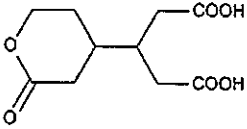
食品名	残留基準値
	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注14)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.01
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05

注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注15)その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

テブラロキシジム (Tepaloxym) (Tepaloxym)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	
用途	農薬/除草剤
作用機構	シクロヘキサジオン骨格を有する茎葉処理型の除草剤である。イネ科植物に高い殺草活性を示し、イネ科以外の単子葉及び双子葉植物には活性を示さない。脂肪酸生合成に参与するアセチル CoA カルボキシラーゼを阻害することにより殺草活性を示すと考えられている。
適用作物/適用雑草	だいず/一年生イネ科雑草 等
我が国の登録状況	だいず、あずき、いんげんまめ等に農薬登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において綿実、大豆等に、カナダにおいて小豆類、大豆等に、EUにおいてばれいしょ、にんじん等に、豪州において大豆、なたね等に、ニュージーランドにおいてたまねぎに基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.05 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠①] 2年間 慢性毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>[設定根拠②] 2年間 発がん性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>発がん性試験において、ラット及びマウスの雌で、肝細胞腺腫及び肝細胞癌の合計の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD :</p> <p>一般 (1歳以上) : 1.6 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 最小毒性量 500 mg/kg 体重/day 安全係数 300 (最小毒性量を用いたことによる追加の係数 3)</p> <p>妊婦又は妊娠している可能性のある女性 : 0.4 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 発生毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 40 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあってはテブラロキシジム及び酸化反応により3-ペルヒドロピラン-4-イルペンタン-1,5-二酸 (GP) 又は3-ヒドロキシ-3-ペルヒドロピラン-4-イルペンタン-1,5-二酸 (OH-GP) に変換される代謝物をテブラロキシジム含量に換算したも

	<p>のの総和とし、畜産物にあつてはテプラロキシジム及び酸化反応により GP、OH-GP 又は (3-オキシペルヒドロピラン-4-イル) ペンタン-1, 5-二酸 (GL) に変換される代謝物をテプラロキシジムに換算したものの総和とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>GP</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>OH-GP</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>GL</p> </div> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 593 1436 817"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>21.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>11.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上)、幼小児 (1~6 歳) 及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性 (14~50 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案又は最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	10.7	幼小児 (1~6 歳)	21.1	妊婦	8.8	高齢者 (65 歳以上)	11.8
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	10.7										
幼小児 (1~6 歳)	21.1										
妊婦	8.8										
高齢者 (65 歳以上)	11.8										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 28 年 2 月 15 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 5 月 11 日~6 月 9 日にパブリックコメントを実施 平成 28 年 3 月 30 日~5 月 29 日に WTO 通報を実施</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆	6	6	○		6.0 米国	0.03, 0.03(あずき) 0.05, <0.02(いんげんまめ)
小豆類	0.2	0.2	○			
えんどう		0.2				
そら豆		0.2				
らっかせい		0.2				
その他の豆類		0.2				
ばれいしょ		0.2				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.2				
かんしょ		0.2				
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○			<0.02, 0.03(\$), <0.02
こんにやくいも		0.2				
その他のいも類		0.2				
てんさい	0.2	0.2	○			0.02, 0.04
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.2				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.2				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.2				
ごぼう		0.2				
サルシフィー		0.2				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のさく科野菜		0.2				
たまねぎ	0.3	0.5	○			0.06(\$), 0.04
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.5				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.5				
にんじん	0.2	0.2	○			0.04, 0.04
パースニップ		0.2				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.2				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろりり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.2				
オクラ		0.05				
しょうが		0.2				
未成熟えんどう		1				
未成熟いんげん		1				
えだまめ	1	1	○			0.34(\$), 0.23
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		1				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハックルベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイー		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実	0.2	0.2			0.2 米国	
なたね	0.5	0.5			0.5 米国	
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.05				
コーヒー豆		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉	0.2	0.2				推:0.128 (牛の筋肉参照)
豚の筋肉	0.2	0.2				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.2	0.2				推:0.128 (牛の脂肪参照)
豚の脂肪	0.2	0.2				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.2	0.2				推:0.128 (牛の肝臓参照)
豚の肝臓	0.2	0.2				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.2	0.3				推:0.128 (牛の腎臓参照)
豚の腎臓	0.2	0.3				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.3				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.2	0.2				(牛の肝臓及び腎臓参照)
豚の食用部分	0.2	0.2				(牛の肝臓及び腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2				(牛の肝臓及び腎臓参照)
乳	0.05	0.06				推:0.031
鶏の筋肉	0.1	0.2				推:0.057 (鶏の筋肉参照)
その他の家きんの筋肉	0.1	0.2				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.1	0.3				推:0.085 (鶏の脂肪参照)
その他の家きんの脂肪	0.1	0.3				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.3	0.6				推:0.261 (鶏の肝臓参照)
その他の家きんの肝臓	0.3	0.6				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.3	0.2				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.3	0.2				(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.3	0.2				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.3	0.2				(鶏の肝臓参照)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の卵	0.1	0.2				推:0.052 (鶏の卵参照)
その他の家さんの卵	0.1	0.2				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

テプラロキシジム

食品名	残留基準値	
		ppm
大豆		6
小豆類 ^{注1)}		0.2
やまいも(長いもをいう。)		0.2
てんさい		0.2
たまねぎ		0.3
にんじん		0.2
えだまめ		1
綿実		0.2
なたね		0.5
牛の筋肉		0.2
豚の筋肉		0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉		0.2
牛の脂肪		0.2
豚の脂肪		0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.2
牛の肝臓		0.2
豚の肝臓		0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2
牛の腎臓		0.2
豚の腎臓		0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2
牛の食用部分 ^{注3)}		0.2
豚の食用部分		0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.2
乳		0.05
鶏の筋肉		0.1
その他の家きん ^{注4)} の筋肉		0.1
鶏の脂肪		0.1
その他の家きんの脂肪		0.1
鶏の肝臓		0.3
その他の家きんの肝臓		0.3
鶏の腎臓		0.3
その他の家きんの腎臓		0.3
鶏の食用部分		0.3
その他の家きんの食用部分		0.3
鶏の卵		0.1
その他の家きんの卵		0.1

※今回基準値を設定するテプラロキシジムとは、農産物にあつてはテプラロキシジム及び酸化反応によりGP【3-ペルヒドロピラン-4-イルペンタン-1,5-二酸】又はOH-GP【3-ヒドロキシ-3-ペルヒドロピラン-4-イルペンタン-1,5-二酸】に変換される代謝物をテプラロキシジム含量に換算したものの和とし、畜産物にあつてはテプラロキシジム及び酸化反応によりGP、OH-GP又はGL【(3-オキソペルヒドロピラン-4-イル)ペンタン-1,5-二酸】に変換される代謝物をテプラロキシジムに換算したものの和とする。

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注4) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

トリフロキシストロビン (Trifloxystrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。ミトコンドリアのチトクローム b と c ₁ 間での電子伝達を阻害することにより、病原菌の孢子発芽阻止、孢子発芽以降の宿主への侵入阻止や吸器の形成阻止、子座の形成阻止効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害	てんさい/根腐病 等										
我が国の登録状況	てんさい、ぶどう、きゅうり等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	2004 年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準はキャベツ、核果類等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアスパラガス、仁果類等に、カナダにおいてアーモンド、きゅうり等に、EU においてライ麦、ぶどう等に、豪州においてバナナ、いちご等に、ニュージーランドにおいてかんきつ類、キウイ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.05 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口)</p> <p>無毒性量 5 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>ARfD: 設定の必要なし</p> <p>トリフロキシストロビンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質 : 農産物及び魚介類にあつては、トリフロキシストロビンのみとし、畜産物にあつては、トリフロキシストロビン及び (E)-2-(2-(1-(3-(トリフロロメチル)-フェニル)-エチリデンアミノオキシメチル)-フェニル)-酢酸 (代謝物 B) とする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>72.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>32.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>39.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	35.7	幼小児 (1~6 歳)	72.5	妊婦	32.1	高齢者 (65 歳以上)	39.8
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	35.7										
幼小児 (1~6 歳)	72.5										
妊婦	32.1										
高齢者 (65 歳以上)	39.8										
意見聴取の状況	平成 28 年 2 月 15 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 5 月 11 日~6 月 9 日にパブリックコメントを実施 (WTO 通報は不要)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)※	2	2		5		
小麦	0.2	0.2	○	0.2		
大麦	0.5	0.5		0.5		
ライ麦	0.05	0.05			0.05; EU	【<0.01-0.05(#)(n=4)(EU)】
とうもろこし	0.05	0.05		0.02	0.05; 米国	【<0.02(#)(n=27)(米国)】
その他の穀類	0.05	0.05			0.05; 米国	【<0.02(えん麦)(n=12)(米国)】
大豆	0.08	0.08			0.08; 米国	【<0.01-0.06(n=20)(米国)】
らっかせい	0.05	0.05		0.02	0.05; 米国	【<0.02(#)(n=34)(米国)】
ばれいしょ	0.04	0.04		0.02	0.04; 米国	【<0.02(n=15)(米国)】
てんさい	0.05	0.05	○	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1		0.08	0.1; 米国	【<0.02-0.12(n=12)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	15			15		
かぶ類の根	0.1	0.1			0.1; 米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
西洋わさび	0.1	0.1			0.1; 米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
はくさい	0.5	0.5			0.5; 韓国	【0.16-0.21(#)(n=2)(韓国)】
キャベツ	0.5	0.5		0.5		
芽キャベツ	0.1	0.1		0.1		
カリフラワー	0.5	0.5		0.5		
ブロッコリー	0.5	0.5		0.5		
ごぼう	0.1	0.1			0.1; 米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
サルシフィー	0.1	0.1			0.1; 米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15			15		
その他のさく科野菜	4	4			3.5; 米国	【米国セロリ参照】
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7		0.7		
にんにく	0.05	0.05			0.05; ブラジル	【<0.05(#)(n=3)(ブラジル)】
アスパラガス	0.07	0.07		0.05	0.07; 米国	【<0.05(n=7)(米国)】
にんじん	0.1	0.1		0.1	0.1; 米国	【<0.02-0.06(n=10)(米国)】
パースニップ	0.1	0.1			0.1; 米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
セロリ	4	4		1	3.5; 米国	【0.20-1.6(#)(n=9)(米国)】
その他のせり科野菜	4	4			3.5; 米国	【米国セロリ参照】
トマト	0.7	0.7		0.7		
ピーマン	0.5	0.5		0.3	0.5; 米国	【0.03-0.13(n=6)(米国)】
なす	0.7	0.5		0.7		
その他のなす科野菜	2	2			2; 韓国	【1.14(とうがらし)(n=1)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.3		0.268, 0.20
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.3		
しろりり	0.3	0.3		0.3		
すいか	0.3	0.3		0.3		
メロン類果実	0.3	0.3				
まくわうり	0.3	0.3				
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.3		
未成熟いんげん	0.5	0.5			0.5; EU	【0.03-0.35(さやいんげん)(n=12)(EU)】
えだまめ	0.08	0.08			0.08; 米国	【米国大豆参照】
その他の野菜	4	4			3.5; 米国	【米国セロリ参照】
みかん	0.1		申			0.02, <0.01
なつみかんの果実全体	3	0.5	申	0.5		1.16(\$), 0.72
レモン	3	0.5	申	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	0.5	申	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	3	0.5	申	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	3	0.5	申	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	3	0.5	申	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
りんご	3	3	○	0.7		1.20, 0.813

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
日本なし	5	5	○	0.7		1.05(日本なし),1.94(西洋なし)
西洋なし	5	5	○	0.7		1.05(日本なし),1.94(西洋なし)
マルメロ	0.7	0.7		0.7		
びわ	0.7	0.7		0.7		
もも	0.2	0.2	○			<0.02, 0.04
ネクタリン	3	3	○	3		
あんず(アプロコットを含む。)	5	5	○	3		(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	3	3	○	3		
うめ	5	5	○	3		0.88, 2.86(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○	3		
いちご	1	0.2		1		
ブルーベリー	2		IT		2: EU	【EUフックカレント参照】
その他のベリー類果実	2		IT		2: EU	【0.26-1.1(フックカレント)(n=6)(EU)】
ぶどう	5	5	○	3	5: EU	【0.11-2.24(#)(n=17)(EU)】 【0.11(#)-1.25(#)(n=3)(南アフリカ)】
かき	1	1	○			0.42, 0.36
バナナ	0.5	0.5		0.05	0.5: 豪州	【0.018-0.36(バナナ(無袋))(n=6)(豪州)】 【<0.01(バナナ(有袋))(n=6)(豪州)】
キウイ	0.02	0.02			0.02: ニュージーランド	【<0.02-0.06(#)(n=7)(ニュージーランド)】
パパイヤ	0.7	0.7		0.6	0.7: 米国	【0.07-0.27(n=4)(米国)】
グアバ	0.05	0.05			0.05: ブラジル	【<0.05(#)(n=3)(ブラジル)】
マンゴー	0.7	0.7			0.7: 米国	【米国ハワイ参照】
パッションフルーツ	0.05	0.05			0.05: ブラジル	【<0.05(#)(n=3)(ブラジル)】
その他の果実	0.7	0.7		0.3		【米国ハワイ参照】
綿実	0.05	0.05			0.05: ブラジル	【<0.05(n=6)(ブラジル)】
ぎんなん	0.02	0.02		0.02		
くり	0.04	0.04		0.02	0.04: 米国	【米国ヘカン,アーモント参照】
ペカン	0.04	0.04		0.02	0.04: 米国	【<0.02(#)(n=11)(米国)】
アーモンド	0.04	0.04		0.02	0.04: 米国	【<0.02(n=6)(米国)】
くるみ	0.04	0.04		0.02	0.04: 米国	【米国ヘカン,アーモント参照】
その他のナッツ類	0.04	0.04		0.02	0.04: 米国	【<0.01(ピスタチオ)(n=6)(米国)】
茶	5	5	○			2.25, 1.46,(荒茶)
コーヒー豆	0.05	0.05			0.05: ブラジル	【<0.05(n=4)(ブラジル)】
ホップ	40	40		40		
その他のスパイス	10	4	申			3.70(\$), 1.10(みかんの果皮)
その他のハーブ	4	4			3.5: 米国	【米国セロリ参照】
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		【推:0.04】
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		【推:0.041】
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		【推:0.042】
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.04	0.04		0.04		【推:0.04】
豚の腎臓	0.04	0.04		0.04		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04	0.04		0.04		【牛の腎臓参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		【牛の肝臓参照】
乳	0.02	0.02		0.02		【推:0.02】
鶏の筋肉	0.04	0.04		0.04		【推:0.04】
その他の家きんの筋肉	0.04	0.04		0.04		【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.04	0.04		0.04		【推:0.04】
その他の家きんの脂肪	0.04	0.04		0.04		【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.04	0.04		0.04		【推:0.04】
その他の家きんの肝臓	0.04	0.04		0.04		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.04	0.04		0.04		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの腎臓	0.04	0.04		0.04		【鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	0.04	0.04		0.04		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.04	0.04		0.04		【鶏の肝臓参照】
鶏の卵	0.04	0.04		0.04		【推:0.04】
その他の家きんの卵	0.04	0.04		0.04		【鶏の卵参照】
魚介類	0.03	0.03				推:0.027
米ぬか		7		7		
精米		0.9				
小麦ふすま		0.5		0.5		
干しぶどう		5		5		
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)				0.9		
食用オリーブ油(バージンオイルを除く。)				1.2		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※「米」の基準値について;

Codex基準における「Rice」及び米国基準における「Rice, grain」については、「粳米」に対する基準値であり、我が国における「玄米」に相当する食品への基準は設定されていない。ただし、2004年のJMPRによる評価において、精米への加工係数が0.18、米ぬかへの加工係数が1.4と設定されている。また、米の基準値設定のための試験データより、精米と米ぬかの重量比が88%:12%と算出されたことから、「米(玄米)」の基準値として2ppmを設定することとした。[5mg/kg×0.18×88%(精米)+5mg/kg×1.4×12%(米ぬか)≒1.64mg/kg(玄米)]

加工食品である米ぬか、精米、小麦ふすま、干しぶどう、食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)及び食用オリーブ油(バージンオイルを除く。)については、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、2.7(小麦ふすま)、2.3(干しぶどう)、4.15(食用オリーブ油(バージンオイルに限る。))、3(食用オリーブ油(バージンオイルを除く。))と評価されている。)

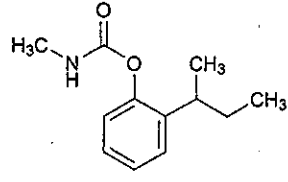
トリフロキシストロビン

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	※今回基準値を設定するトリフロキシストロビンとは、農産物及び魚介類にあつては、トリフロキシストロビンのみとし、畜産物にあつては、トリフロキシストロビン及び代謝物B【(E,E)-メキシイミノ-[2-[1-(3-トリフロロメチル-フェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]-フェニル]-酢酸】をトリフロキシストロビンに換算したものの和とする。
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし その他の穀類 ^{注1)}	0.2 0.5 0.05 0.05 0.05	
大豆 らっかせい	0.08 0.05	
ばれいしょ	0.04	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
てんさい	0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	15	
かぶ類の根	0.1	
西洋わさび	0.1	
はくさい	0.5	
キャベツ	0.5	
芽キャベツ	0.1	
カリフラワー	0.5	
ブロッコリー	0.5	
ごぼう	0.1	
サルシフィー	0.1	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	
その他のきく科野菜 ^{注2)}	4	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	
にんにく	0.05	
アスパラガス	0.07	
にんじん	0.1	
パースニップ	0.1	
セロリ	4	
その他のせり科野菜 ^{注3)}	4	注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト	0.7	
ピーマン	0.5	
なす	0.7	
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2	注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	
しろうり	0.3	
すいか	0.3	
メロン類果実	0.3	
まくわうり	0.3	
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.3	注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
未成熟いんげん	0.5	
えだまめ	0.08	

食品名	残留基準値	
	ppm	
その他の野菜 ^{注6)}	4	注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	0.1 3 3 3 3 3 3	注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	3 5 5 0.7 0.7	
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.2 3 5 3 5 3	
いちご ブルーベリー その他のベリー類果実 ^{注8)}	1 2 2	注8)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう かき	5 1	
バナナ キウイ パパイヤ グアバ マンゴー パッションフルーツ その他の果実 ^{注9)}	0.5 0.02 0.7 0.05 0.7 0.05 0.7	注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
綿実	0.05	注10)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類 ^{注10)}	0.02 0.04 0.04 0.04 0.04 0.04	
茶 コーヒー豆 ホップ	5 0.05 40	注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注11)}	10	
その他のハーブ ^{注12)}	4	注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.05 0.05 0.05	注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

食品名	残留基準値	
	ppm	
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.05	
豚の肝臓	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	
牛の腎臓	0.04	
豚の腎臓	0.04	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04	
牛の食用部分 ^{注14)}	0.05	注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	
乳	0.02	
鶏の筋肉	0.04	注15)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.04	
鶏の脂肪	0.04	
その他の家きんの脂肪	0.04	
鶏の肝臓	0.04	
その他の家きんの肝臓	0.04	
鶏の腎臓	0.04	
その他の家きんの腎臓	0.04	
鶏の食用部分	0.04	
その他の家きんの食用部分	0.04	
鶏の卵	0.04	
その他の家きんの卵	0.04	
魚介類	0.03	

フェノブカルブ (Fenobucarb)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤、動物用医薬品／外部寄生虫駆除剤										
作用機構	カーバメイト系殺虫剤である。コリンエステラーゼ阻害により殺虫作用を示すと考えられている。 動物用医薬品としても、国内において承認されており、マダニ、ワクモ、動物に寄生するノミ、シラミ等の防除を目的として鶏及び牛等の畜体に直接噴霧・塗布・散布される。また、畜舎周辺のポウフラの防除にも使用される。										
適用作物／適用病害虫	稲／ツマグロヨコバイ 等										
我が国の登録、承認状況	農薬：稲、小麦、なす等に農薬登録されている。 動物用医薬品：牛（搾乳牛を除く）、豚、鶏等を対象動物とした動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	JMPR 及び JECFA における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI：0.013 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験（ラット・混餌） 無毒性量 4.1 mg/kg 体重/day 安全係数 300（発がん性試験に供した動物種が1種類であったことによる追加係数3）										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェノブカルブとする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="582 1534 1428 1758"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>46.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>25.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</p>		EDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	23.0	幼小児（1～6歳）	46.3	妊婦	17.9	高齢者（65歳以上）	25.0
	EDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	23.0										
幼小児（1～6歳）	46.3										
妊婦	17.9										
高齢者（65歳以上）	25.0										
意見聴取の状況	平成28年3月30日に在京大使館への説明を実施 平成28年5月11日～6月9日にパブリックコメントを実施 平成28年5月10日～7月9日にWTO通報を実施中										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	1	1.0	○			0.48,0.46
小麦	0.3	0.3	○			0.058(#),0.047(#)
大麦		0.3				
ライ麦		0.3				
とうもろこし		0.3				
そば		0.3				
その他の穀類		0.3				
さとうきび	0.3	0.3	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.3				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		5.0				
かぶ類の根		0.3				
かぶ類の葉		5.0				
西洋ワサビ		0.3				
クレソン		0.3				
はくさい		0.3				
キャベツ		0.3				
芽キャベツ		0.3				
ケール		0.3				
こまつな		0.3				
きょうな		0.3				
チンゲンサイ		0.3				
カリフラワー		0.3				
ブロッコリー		0.3				
その他のアブラナ科野菜		0.3				
ごぼう		0.3				
サルシフィー		0.3				
アーティチョーク		0.3				
チコリ		0.3				
エンダイブ		0.3				
しゅんぎく		0.3				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.3				
その他のきく科野菜		0.3				
たまねぎ	0.3	0.3	○			
ねぎ(リーキを含む。)		0.5				
にんにく		0.3				
にら		0.3				
アスパラガス		0.3				
わけぎ		0.5				
その他のゆり科野菜	0.3	0.3	○			
にんじん		0.3				
パースニップ		0.3				
パセリ		0.3				
セロリ		0.3				
みつば		0.3				
その他のせり科野菜		0.3				
トマト		1.0				
ピーマン	2	2.0	○			0.26,0.818,1.14,0.23
なす	0.5	0.5	○			0.170(\$),0.046,0.007
その他のなす科野菜		0.3				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	1.5	○			0.280(\$),0.168,0.103
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.3				
しろりり		0.3				
すいか	0.3	0.3	○			
メロン類果実	0.3	0.3	○			0.08(\$),0.06,0.02,0.03

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
まくわうり		0.3				
その他のうり科野菜		0.3				
ほうれんそう		1.0				
たけのこ		0.3				
オクラ		0.3				
しょうが		0.3				
未成熟えんどう		0.3				
未成熟いんげん		0.3				
えだまめ		0.3				
マッシュルーム		0.3				
しいたけ		0.3				
その他のきのこ類		0.3				
その他の野菜		0.3				
みかん	0.3	0.3	○			0.064(#)(\$),0.027(#)
なつみかんの果実全体		7.0				
レモン		7.0				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		7.0				
グレープフルーツ		7.0				
ライム		7.0				
その他のかんきつ類果実		7.0				
りんご		0.3				
日本なし		0.3				
西洋なし		0.3				
マルメロ		0.3				
びわ		0.3				
もも		0.3				
ネクタリン		0.3				
あんず(アブリコットを含む。)		0.3				
すもも(プルーンを含む。)		0.3				
うめ		0.3				
おうとう(チェリーを含む。)		0.3				
いちご	2	2.0	○			0.80(#)(\$),0.4,0.3
ラズベリー		0.3				
ブラックベリー		0.3				
ブルーベリー		0.3				
クランベリー		0.3				
ハuckleベリー		0.3				
その他のベリー類果実		0.3				
ぶどう		0.3				
かき		0.3				
バナナ		0.3				
キウイ		0.3				
パパイヤ		0.3				
アボカド		0.3				
パイナップル		0.3				
グアバ		0.3				
マンゴー		0.3				
パッションフルーツ		0.3				
なつめやし		0.3				
その他の果実		0.3				
ひまわりの種子		0.3				
ごまの種子		0.3				
べにばなの種子		0.3				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実		0.3				
なたね		0.3				
その他のオイルシード		0.3				
ぎんなん		0.3				
くり		0.3				
ペカン		0.3				
アーモンド		0.3				
くるみ		0.3				
その他のナッツ類		0.3				
茶		0.5				
カカオ豆		0.02				
その他のスパイス	25	7	○			19.0(#), 17.0(#)(みかん果皮)
その他のハーブ		0.3				
牛の筋肉	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
豚の筋肉	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.02	○			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.3	0.02	○			0.015±0.017(n=4)*
豚の脂肪	0.07	0.02	○			0.008±0.006(n=4)*
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.02	○			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
豚の肝臓	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.02	○			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
豚の腎臓	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.02	○			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
豚の食用部分	1	0.02	○			最大許容濃度:1.4 0.14±0.093(豚の皮膚)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.02	○			(牛の食用部分参照)
乳		0.02	○			
鶏の筋肉	0.01	0.02	○			(鶏の肝臓参照)
鶏の脂肪	0.09	0.02	○			0.017±0.008(n=3)(鶏の皮膚)(投 与後50日)*
鶏の肝臓	0.01	0.02	○			<0.004(n=3)(鶏の肝臓)
鶏の腎臓	0.01	0.02	○			(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.01	0.02	○			<0.004(n=3)(鶏の心臓)
鶏の卵	0.02	0.02	○			<0.02
魚介類	1		申			推:0.96

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

フェノバルブ

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	1
小麦	0.3
さとうきび	0.3
たまねぎ	0.3
その他のゆり科野菜 ^{注1)}	0.3
ピーマン	2
なす	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
みかん	0.3
いちご	2
その他のスパイス ^{注2)}	25
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注3)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注4)}	0.01
豚の食用部分	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
鶏の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.09
鶏の肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
鶏の卵	0.02
魚介類	1

注1)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注3)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フェンヘキサミド (Fenhexamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ヒドロキシアニリド系の殺菌剤である。病菌の発芽管及び宿主侵入前の菌糸の伸長を抑制することにより、植物体への感染を阻害するものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫	おとうとう/幼果菌核病 等										
我が国の登録状況	おとうとう、すもも、もも等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	2005年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定され、ARfDは設定の必要なしとされている。国際基準はきゅうり、レタス等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアーモンド、レタス等に、カナダにおいてあんず、ラズベリー等に、豪州においてぶどう、いちご等に、ニュージーランドにおいてぶどう、いちご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.17 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 17.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD : 設定の必要なし</p> <p>フェンヘキサミドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性で得られた 630 mg/kg 体重であり、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェンヘキサミドとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>18.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	16.1	幼小児 (1~6歳)	32.0	妊婦	16.1	高齢者 (65歳以上)	18.0
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	16.1										
幼小児 (1~6歳)	32.0										
妊婦	16.1										
高齢者 (65歳以上)	18.0										
意見聴取の状況	平成28年3月30日に在京大使館への説明を実施 平成28年5月11日~6月9日にパブリックコメントを実施 平成28年5月10日~7月9日にWTO通報を実施中										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 索 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(あずき)、 0.01, <0.01(いんげんまめ)
クレソン	30	30			30.0 米国	【米国レタス参照】
その他のあぶらな科野菜	30	30				【米国レタス参照】
チコリ	30	30				【米国レタス参照】
エンダイブ	30	30			30.0 米国	【米国レタス参照】
しゅんぎく	30	30			30.0 米国	【米国レタス参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	30		30	30.0 米国	【1.9-23(n=8)(EU)】
その他のさく科野菜	30	30			30.0 米国	【米国レタス参照】
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
パセリ	30	30			30.0 米国	【米国レタス参照】
その他のせり科野菜		30				
トマト	2	2	○	2		0.94(#), 0.90(#)
ピーマン	2	2		2		
なす	2	2	○	2		0.65(#), 0.96(#)
その他のなす科野菜	2	2		2		
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○	1		0.60(#)(\$), 0.16(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1		1		
その他の野菜	30	30			30.0 米国	【米国レタス参照】
みかん	0.5	0.5	○			0.12(#), 0.10(#)
なつみかんの果実全体	5	5	○			1.69(\$), 0.84
レモン	5	5	○			なつみかんの果実全体参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			なつみかんの果実全体参照
グレープフルーツ	5	5	○			なつみかんの果実全体参照
ライム	5	5	○			なつみかんの果実全体参照
その他のかんきつ類果実	5	5	○			なつみかんの果実全体参照
りんご	2		申			0.53(\$), 0.32
もも	0.7	6	○			0.21(\$), 0.10
ネクタリン	10	10		10		
あんず(アプリコットを含む。)	10	10		10		
すもも(プルーンを含む。)	1	1	○	1		0.40, 0.24
うめ	6	6				
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○	7		3.42, 5.44
いちご	10	10	○	10		
ラズベリー	15	15		15		
ブラックベリー	15	15		15		
ブルーベリー	5	5		5		
ハuckleベリー	5	5		5		
その他のベリー類果実	15	15		15		
ぶどう	20	20	○	15		7.48, 11.6(\$), 7.77, 4.42, 0.14, 3.16
その他の果実	3	3				
アーモンド	0.02	0.02		0.02	0.02 米国	【<0.02(n=5)(米国)】
その他のナッツ類	0.02	0.02			0.02 米国	【米国アーモンド参照】
ホップ	100	100	○			74(\$), 48
その他のスパイス	20	20	○			10.6(#), 12.6(#)(みかんの果皮)
その他のハーブ	30	30			30.0 米国	【米国レタス参照】
牛の筋肉	0.05	0.05				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪参照】
豚の筋肉	0.05	0.05				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.01	0.01		0.01		
干しぶどう		25		25		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

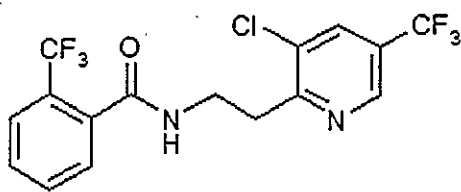
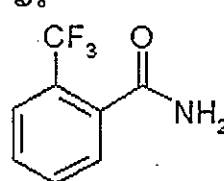
加工食品である干しぶどうについては、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、1.86と評価されている。)

フェンヘキサミド

食品名	残留基準値 ppm	
小豆類 ^{注1)}	0.05	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
クレソン	30	豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	30	びレンズを含む。
チコリ	30	注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科
エンダイブ	30	野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、
しゅんぎく	30	かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつ
その他のきく科野菜 ^{注3)}	30	な、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコ
たまねぎ	0.05	リー及びハーブ以外のものをいう。
パセリ	30	注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、
トマト	2	ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコ
ピーマン	2	リ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外
なす	2	のものをいう。
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2	注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	
その他の野菜 ^{注5)}	30	
みかん	0.5	注5)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
なつみかんの果実全体	5	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野
レモン	5	菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
グレープフルーツ	5	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの
ライム	5	こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	5	
りんご	2	注6)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ
もも	0.7	類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん
ネクタリン	10	の外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、
あんず(アブリコットを含む。)	10	グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外の
すもも(プルーンを含む。)	1	のものをいう。
うめ	6	注7)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実
おうとう(チェリーを含む。)	10	のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、プ
いちご	10	ルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外
ラズベリー	15	のものをいう。
ブラックベリー	15	注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ
ブルーベリー	5	類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、
ハックルベリー	5	びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おう
その他のベリー類果実 ^{注7)}	15	とう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キ
ぶどう	20	ウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グア
その他の果実 ^{注8)}	3	バ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及び
		スパイス以外のものをいう。

食品名	残留基準値	
	ppm	
アーモンド	0.02	
その他のナッツ類 ^{注9)}	0.02	注9)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
ホップ	100	
その他のスパイス ^{注10)}	20	
その他のハーブ ^{注11)}	30	注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の筋肉	0.05	注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
豚の筋肉	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注12)} の筋肉	0.05	
牛の脂肪	0.05	注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.05	注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の肝臓	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	
牛の腎臓	0.05	注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の腎臓	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	
牛の食用部分 ^{注13)}	0.05	
豚の食用部分	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	
乳	0.01	

フルオピラム (Fluopyram)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請があったもの。
構造式	
用途	農薬/殺菌剤
作用機構	ピリジルエチルアミド系の殺菌剤である。糸状菌のミトコンドリア呼吸鎖におけるコハク酸脱水素酵素 (複合体 II) 阻害により殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物/適用病害	なし/黒星病 等
我が国の登録状況	なし、もも、ネクタリン等に農薬登録されている。
諸外国の状況	2010 年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準はきゅうり、ぶどう等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、バナナ等に、カナダにおいていちご、ナッツ類等に、EU においてアーモンド、おうとう等に、豪州においておうとう、仁果類等に、ニュージーランドにおいてたまねぎ、ぶどう等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.012 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.20 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>発がん性試験において、雌のラットで肝細胞腺腫、雄のマウスで甲状腺細胞腺腫の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD: 0.5 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 50 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：農産物にあってはフルオピラムのみとし、畜産物にあってはフルオピラム及び 2-(トリフルオロメチル)ベンズアミド (代謝物 M21) とする。</p>  <p>代謝物 M21</p>

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="587 230 1441 459"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>58.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>26.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^注。</p> <p>注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	24.6	幼小児 (1~6 歳)	58.5	妊婦	25.1	高齢者 (65 歳以上)	26.1
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	24.6										
幼小児 (1~6 歳)	58.5										
妊婦	25.1										
高齢者 (65 歳以上)	26.1										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 28 年 3 月 30 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 5 月 11 日~6 月 9 日にパブリックコメントを実施 平成 28 年 5 月 10 日~7 月 9 日に WTO 通報を実施中</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	2		申	0.07		0.24-1.09(\$)(n=6)
小豆類	1	0.09	申	0.07		0.12-0.42(\$)(n=4)
えんどう	2		申			(大豆参照)
そら豆	2	0.09	申			(大豆参照)
らっかせい	0.09	0.02	IT	0.03	0.09	米国
その他の豆類	2	0.09	申	0.07		【<0.010-0.062(n=12) (米国)】 (大豆参照)
ばれいしょ	0.03	0.02		0.03		
てんさい	0.04	0.04		0.04	0.04	米国
						【0.02(#)-0.04(#)(n=12)(米国)】
はくさい	5		申			0.31,2.18(\$)
キャベツ	3		申	0.15		0.20,1.38(\$)
芽キャベツ	0.3			0.3		
カリフラワー	0.09			0.09		
ブロッコリー	0.3			0.3		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15		申	15		
たまねぎ	0.07		申	0.07		
ねぎ(リーキを含む。)	0.2			0.15		
にんにく	0.07			0.07		
アスパラガス	0.01			0.01		
にんじん	0.4			0.4		
トマト	0.4			0.4		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5		0.5		
りんご	1	0.3	申	0.5		0.47,0.42
日本なし	3	3	○	0.5		0.92, 1.05(\$)
西洋なし	3	3	○	0.5		(日本なし参照)
マルメロ	0.5			0.5		
もも	0.5	0.5	○			0.20,0.08
ネクタリン	5	5	○	1		0.50, 2.42(\$)
あんず(アブリコットを含む。)	5		申	1		(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	1	1	○	0.5		0.23, 0.40
うめ	5		申			1.58, 1.90
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	0.7		1.14,2.10
いちご	5	2	申	0.4		2.86, 1.89
ラズベリー	3			3		
ブラックベリー	3			3		
ぶどう	5	10	○	2		0.57, 2.06(\$)
バナナ	1	1		0.8	1.0	米国
						【0.02-0.51(#)(n=14)(米国)】
なたね	1			1		
くり	0.05	0.05		0.04	0.05	米国
ペカン	0.05	0.05		0.04	0.05	米国
アーモンド	0.05	0.05		0.04	0.05	米国
くるみ	0.05	0.05		0.04	0.05	米国
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.04	0.05	米国
						【米国ペカン及びアーモ ンド参照】
牛の筋肉	0.5	0.1		0.5		【推:0.343】
豚の筋肉	0.5	0.1		0.5		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.1		0.5		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.5	0.1		0.5		【推:0.306】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
豚の脂肪	0.5	0.1		0.5		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.1		0.5		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	3	0.7		3		【推:2.254】
豚の肝臓	3	0.7		3		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	3	0.7		3		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.5	0.7		0.5		【推:0.301】
豚の腎臓	0.5	0.7		0.5		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.7		0.5		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	3	0.7				【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	3	0.7				【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3	0.7				【牛の肝臓参照】
乳	0.3	0.07		0.3		【推:0.193】
鶏の筋肉	0.2			0.2		【推:0.127】
その他の家きんの筋肉	0.2			0.2		【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.2			0.2		【推:0.171】
その他の家きんの脂肪	0.2			0.2		【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.7			0.7		【推:0.565】
その他の家きんの肝臓	0.7			0.7		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.7			0.7		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの腎臓	0.7			0.7		【鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	0.7			0.7		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.7			0.7		【鶏の肝臓参照】
鶏の卵	0.3			0.3		【推:0.310】
その他の家きんの卵	0.3			0.3		【鶏の卵参照】
干しぶどう※		20		5		

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

※加工食品である干しぶどうについては、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、2.9(干しぶどう)と評価されている。)

フルオピラム

食品名	残留基準値		
	ppm		
大豆	2	※今回基準値を設定するフルオピラムとは、農産物にあっては、フルオピラムのみとし、畜産物にあっては、フルオピラム及び代謝物M21【2-(トリフルオロメチル)ベンズアミド】をフルオピラムに換算したものの和をいう。	
小豆類 ^{注1)}	1		
えんどう	2		
そら豆	2		
らっかせい	0.09		
その他の豆類 ^{注2)}	2		
ばれいしょ	0.03		注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
てんさい	0.04		
はくさい	5		注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
キャベツ	3		
芽キャベツ	0.3		
カリフラワー	0.09		
ブロッコリー	0.3		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15		
たまねぎ	0.07		
ねぎ(リーキを含む。)	0.2		
にんにく	0.07		
アスパラガス	0.01		
にんじん	0.4		
トマト	0.4		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5		
りんご	1		
日本なし	3		
西洋なし	3		
マルメロ	0.5		
もも	0.5		
ネクタリン	5		
あんず(アプリコットを含む。)	5		
すもも(プルーンを含む。)	1		
うめ	5		
おうとう(チェリーを含む。)	5		
いちご	5		
ラズベリー	3		
ブラックベリー	3		
ぶどう	5		
バナナ	1		
なたね	1		
くり	0.05		注3)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
ペカン	0.05		
アーモンド	0.05		
くるみ	0.05		
その他のナッツ類 ^{注3)}	0.05		
牛の筋肉	0.5		
豚の筋肉	0.5		

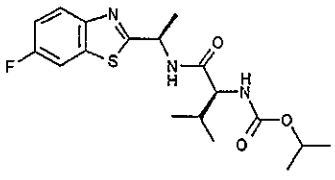
食品名	残留基準値 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
牛の肝臓	3
豚の肝臓	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	3
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分 ^{注5)}	3
豚の食用部分	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3
乳	0.3
鶏の筋肉	0.2
その他の家きん ^{注6)} の筋肉	0.2
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.7
その他の家きんの肝臓	0.7
鶏の腎臓	0.7
その他の家きんの腎臓	0.7
鶏の食用部分	0.7
その他の家きんの食用部分	0.7
鶏の卵	0.3
その他の家きんの卵	0.3

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注6)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ベンチアバリカルブイソプロピル (Benthiavalicarb-isopropyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アミノ酸アミドカルバメート系殺菌剤である。ホスファチジルエタノールアミン <i>N</i> -メチルトランスフェラーゼの活性を特異的に低下させて細胞膜主要構成成分であるホスファチジルコリンの生合成を阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫	きゅうり/べと病 等										
我が国の登録状況	きゅうり、トマト、ばれいしょ等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてトマト及びぶどうに、カナダにおいてトマト及びぶどうに、EU においてばれいしょ、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.069 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 世代 繁殖毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 6.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ラットにおいては雄で肝細胞腺腫、雌で子宮腺腫が、マウスにおいては雌雄で肝細胞腺腫、雄で甲状腺ろ胞細胞腺腫、肝芽細胞腫及び肝細胞癌がそれぞれ認められたが、肝臓、甲状腺及び子宮腫瘍のメカニズムから遺伝毒性試験においても生体にとって問題となるような遺伝毒性はなく、本剤の評価に当たり閾値を設定することが可能であると考えられた。</p> <p>ARfD : 設定の必要なし</p> <p>ベンチアバリカルブイソプロピルの単回経口投与等に生ずる可能性のある毒性影響は、認められなかったため、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質 : ベンチアバリカルブイソプロピルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="574 1736 1428 1960"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>6.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	5.4	幼小児 (1~6 歳)	10.8	妊婦	5.6	高齢者 (65 歳以上)	6.3
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	5.4										
幼小児 (1~6 歳)	10.8										
妊婦	5.6										
高齢者 (65 歳以上)	6.3										
意見聴取の状況	平成 28 年 2 月 15 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 5 月 11 日~6 月 9 日にパブリックコメントを実施 (WTO 通報は不要)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

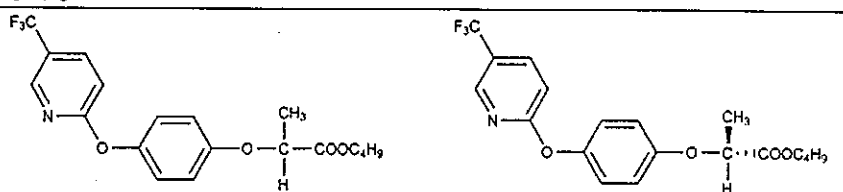
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
ばれいしょ	0.02	0.02	○			<0.005, 0.006
はくさい	2	2	○			0.595(\$), 0.026
キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
ブロッコリー	1	1	○			0.29, 0.38
たまねぎ	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○			0.16(#), 0.21(#)(\$)
アスパラガス	0.3	0.3	○			0.08, 0.05
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(らつきょう)
トマト	2	2	○			0.71, 0.50(ミニトマト参照)
なす	2	2	○			0.24(#), 0.72(#)(\$)
その他のなす科野菜	2	2			2: 韓国	[0.32-0.42(#)(n=3)(とうがらし)(韓国)]
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.075, 0.149
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	○			0.02(#), 0.06(#)(\$)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
みかん	0.1		申			0.02-0.03 (n=4)
なつみかんの果実全体	1		申			0.37(\$), 0.08
レモン	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
いちご	2	2	○			0.56(\$), 0.24
ぶどう	2	2	○			0.840, 0.774
その他の果実	1	1	○			0.34, 0.31(いちじく)
その他のスパイス	5		申			2.10, 1.83

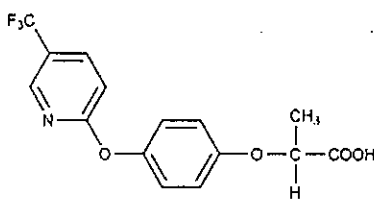
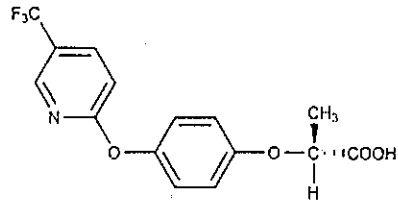
○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ベンチアバリカルブイソプロピル

食品名	残留基準値	
	ppm	
大豆	0.05	
ばれいしょ	0.02	
はくさい	2	
キャベツ	0.05	
ブロッコリー	1	
たまねぎ	0.02	
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	注1)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
アスパラガス	0.3	
その他のゆり科野菜 ^{注1)}	0.05	
トマト	2	
なす	2	注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
その他のなす科野菜 ^{注2)}	2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
すいか	0.05	
メロン類果実	0.05	
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	1	
レモン	1	注4)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	
グレープフルーツ	1	
ライム	1	
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	1	
いちご	2	
ぶどう	2	
その他の果実 ^{注4)}	1	
その他のスパイス ^{注5)}	5	
その他のスパイス ^{注5)}	5	

フルアジホップブチル (Fluazifop-butyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	 <p>フルアジホップブチル (ラセミ体、R体：S体=1：1)</p> <p>フルアジホップPブチル (R体)</p>
用途	農薬／除草剤
作用機構	アリアルオキシフェノキシプロピオン酸系の除草剤である。植物に吸収された後、体内を移行して脂肪酸の生合成を阻害し、殺草効果を示すものと考えられている。
適用作物／適用雑草	だいでず／畑地一年生イネ科雑草 等
我が国の登録状況	だいでず、あずき、らっかせい等に農薬登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大豆、ばれいしょ等に、カナダにおいてそら豆、その他のスパイス等に、EU においてりんご、なたね等に、豪州においてにんにく、しょうが等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.0044 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.44 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD : 一般の集団：設定の必要なし 一般の集団に対する最小値はフルアジホップPブチルのラットを用いた急性毒性試験の無毒性量である 948 mg/kg 体重であり、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、ARfD は設定する必要がないと判断した。</p> <p>妊婦又は妊娠している可能性のある女性 : 0.02 mg/kg 体重 [設定根拠] 発生毒性試験 (ラット及びウサギ・強制経口) 無毒性量 2 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルアジホップブチル及びフルアジホップ酸 (加水分解によりフルアジホップ酸に変換される代謝物を含む。) とする。 ただし、フルアジホップブチルにはフルアジホップPブチルが含まれ、フルアジホップ酸にはフルアジホップP酸が含まれるものとする。

	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>フルアジホップ酸</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>フルアジホップP酸</p> </div> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 504 1417 730"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>36.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>73.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>40.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、妊娠又は妊娠している可能性のある女性におけるフルアジホップチルの摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案を用い、平成 17 年～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	36.6	幼小児 (1~6 歳)	73.8	妊婦	29.9	高齢者 (65 歳以上)	40.3
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	36.6										
幼小児 (1~6 歳)	73.8										
妊婦	29.9										
高齢者 (65 歳以上)	40.3										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 28 年 3 月 30 日及び 6 月 17 日に在京大使館への説明を実施予定 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
大豆	3	1	○・IT		2.5	米国	【0.09-2.11(n=17)(米国)】 1.74, 1.26(いんげん)
小豆類	5	5	○		0.15	カナダ	
えんどう	0.2	0.5			0.15	カナダ	【<0.059(n=4)(カナダ)】
そら豆	0.2	0.5			0.15	カナダ	【<0.011-0.069(n=3)(いんげん), <0.011(あずき)(カナダ)】
らっかせい	2	5	○		1.5	米国	【0.14-1.12(n=11)(米国)】
その他の豆類	0.1	0.1					
ばれいしょ	0.1	0.1	○				<0.02, <0.02
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1					
かんしょ	0.05	0.5	○				<0.01(#), <0.01(#)
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.1	○				<0.01, 0.01
こんにやくいも		0.1					
その他のいも類		0.1					
てんさい	0.2	0.2	○				0.04(#), 0.04(#)
さとうきび		0.1					
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.5	○				<0.01(#), 0.05(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.2	○				<0.01(#), 0.04(#)
かぶ類の根		0.1					
かぶ類の葉		0.1					
西洋わさび		0.1					
クレソン		0.1					
はくさい		0.1					
キャベツ	2	2	○				0.36-0.96(\$)(n=4)
芽キャベツ		2					
ケール		0.1					
こまつな		0.1					
きょうな		0.1					
チンゲンサイ		1					
カリフラワー		1					
ブロッコリー	1	1	○				<0.01-0.40(\$)(n=4)
その他のあぶらな科野菜		1					
ごぼう		0.1					
サルシフィー		0.5					
アーティチョーク		0.2					
チコリ		0.2					
エンダイブ		6					
しゅんぎく		0.2					
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.1					
その他のきく科野菜		0.2					
たまねぎ	0.3	0.5	○				0.04(#), 0.06(#)(\$)
ねぎ(リーキを含む。)		0.1					
にんにく	0.3	0.5	○				0.09, 0.03
にら		0.1					
アスパラガス	3	3	○		3.0	米国	【0.43, 2.14(米国)】
わけぎ		0.1					
その他のゆり科野菜		0.1					
にんじん	1	2	○				<0.01-0.45(\$)(n=5)
パースニップ		0.5					
パセリ		0.2					
セロリ		0.02					
みつば		0.2					
その他のせり科野菜		0.5					
トマト	0.05	0.1	○				<0.01, <0.01(ミニトマト)
ピーマン		0.02					
なす		0.1					

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のなす科野菜		1				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1	○			
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1				
しろうり		0.1				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		0.2				
たけのこ		0.5				
しょうが		0.5				
未成熟えんどう		0.1				
未成熟いんげん		0.1				
えだまめ	0.1	0.1	○			<0.01-0.02(\$)(n=4)
その他の野菜		0.5				
みかん	0.05	0.1	○			<0.01(#), <0.01(#)
なつみかんの果実全体	0.05	0.1	○			(みかんの果肉及び果皮参照)
レモン	0.05	0.1	○			(みかんの果肉及び果皮参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05	0.1	○			(みかんの果肉及び果皮参照)
グレープフルーツ	0.05	0.1	○			(みかんの果肉及び果皮参照)
ライム	0.05	0.1	○			(みかんの果肉及び果皮参照)
その他のかんきつ類果実	0.05	0.1	○			(みかんの果肉及び果皮参照)
りんご		0.1	○			
日本なし	0.05	0.1	○			<0.01(#), <0.01(#)
西洋なし	0.05	0.1	○			(日本なし参照)
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハuckleベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう		0.2				
かき		0.1				
バナナ	0.1	0.1				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.02				
パイナップル	0.05	0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子		0.5				
ごまの種子		0.5				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
べにばなの種子		0.5				
綿実		0.5				
なたね		0.5				
その他のオイルシード		0.5				
ペカン		0.05				
その他のナッツ類		0.1				
コーヒー豆	0.1	0.1				
ホップ		0.05				
その他のスパイス	0.3	0.5	○		0.3 カナダ	【0.19, 0.059(マスタード)(カナダ)】
その他のハーブ		IT				
牛の筋肉	0.03	0.05				推:0.023 (牛の筋肉参照)
豚の筋肉	0.03	0.05				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.05				
牛の脂肪	0.03	0.05				推:0.023 (牛の脂肪参照)
豚の脂肪	0.03	0.05				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.05				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.03	0.05				推:0.029 (牛の肝臓参照)
豚の肝臓	0.03	0.05				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03	0.05				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.03	0.05				推:0.023 (牛の腎臓参照)
豚の腎臓	0.03	0.05				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03	0.05				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.03	0.05				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.03	0.05				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03	0.05				(牛の肝臓参照)
乳	0.03	0.05				推:0.028
鶏の筋肉	0.02	0.05				推:0.015(混合肉) (鶏の筋肉参照)
その他の家きんの筋肉	0.02	0.05				
鶏の脂肪	0.02	0.05				推:0.015(混合肉) (鶏の脂肪参照)
その他の家きんの脂肪	0.02	0.05				
鶏の肝臓	0.04	0.05				推:0.032 (鶏の肝臓参照)
その他の家きんの肝臓	0.04	0.05				
鶏の腎臓	0.04	0.05				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.04	0.05				(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.04	0.05				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.04	0.05				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.05	0.05				推:0.042 (鶏の卵参照)
その他の家きんの卵	0.05	0.05				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

フルアジホップブチル

食品名	残留基準値 ppm	
大豆 小豆類 ^{注1)} えんどう そら豆 らっかせい その他の豆類 ^{注2)}	3 5 0.2 0.2 2 0.1	※今回基準値を設定するフルアジホップブチルとは、フルアジホップブチル及びフルアジホップ酸(加水分解によりフルアジホップ酸に変換される代謝物を含む。)をフルアジホップブチルに換算したものの和をいう。ただし、フルアジホップブチルにはフルアジホップPブチルが含まれ、フルアジホップ酸にはフルアジホップP酸が含まれるものとする。
ばれいしょ かんしょ やまいも(長いもをいう。)	0.1 0.05 0.05	
てんさい	0.2	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 キャベツ ブロッコリー	0.2 0.2 2 1	豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
たまねぎ にんにく アスパラガス	0.3 0.3 3	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
にんじん	1	
トマト	0.05	
えだまめ	0.1	
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
日本なし 西洋なし	0.05 0.05	
バナナ	0.1	
パイナップル	0.05	注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パ
コーヒー豆	0.1	プリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、
その他のスパイス ^{注4)}	0.3	ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の筋肉	0.03	
豚の筋肉	0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注5)} の筋肉	0.03	注5)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、
牛の脂肪	0.03	陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外
豚の脂肪	0.03	のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	
牛の肝臓	0.03	
豚の肝臓	0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03	

食品名	残留基準値	
	ppm	
牛の腎臓	0.03	
豚の腎臓	0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03	
牛の食用部分 ^{注6)}	0.03	注6)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03	
乳	0.03	
鶏の筋肉	0.02	注7)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注7)} の筋肉	0.02	
鶏の脂肪	0.02	
その他の家きんの脂肪	0.02	
鶏の肝臓	0.04	
その他の家きんの肝臓	0.04	
鶏の腎臓	0.04	
その他の家きんの腎臓	0.04	
鶏の食用部分	0.04	
その他の家きんの食用部分	0.04	
鶏の卵	0.05	
その他の家きんの卵	0.05	

基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エリスロマイシンAとする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="580 277 1426 506"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 277 970 327"></th> <th data-bbox="978 277 1426 327">EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 331 970 376">一般 (1歳以上)</td> <td data-bbox="978 331 1426 376">13.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 380 970 425">幼小児 (1~6歳)</td> <td data-bbox="978 380 1426 425">40.0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 430 970 474">妊婦</td> <td data-bbox="978 430 1426 474">14.7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 479 970 524">高齢者 (65歳以上)</td> <td data-bbox="978 479 1426 524">11.2</td> </tr> </tbody> </table> EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	13.4	幼小児 (1~6歳)	40.0	妊婦	14.7	高齢者 (65歳以上)	11.2
	EDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	13.4										
幼小児 (1~6歳)	40.0										
妊婦	14.7										
高齢者 (65歳以上)	11.2										
意見聴取の状況	平成28年6月17日に在京大使館への説明を実施予定 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施する予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.2	0.05	○		0.2 EU	【<0.1(n=4)(投与後3日)(EU)】
豚の筋肉	0.2	0.05	○		0.2 EU	【<0.1(n=4)(投与後1日)(EU)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.3	○		0.2 EU	【<0.1(投与後3日)(羊)(EU)】
牛の脂肪	0.2	0.05	○		0.2 EU	【<0.1(n=4)(投与後3日)(EU)】
豚の脂肪	0.2	0.05	○		0.2 EU	【<0.1(n=4)(投与後1日)(EU)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2	○		0.2 EU	【その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉参照】
牛の肝臓	0.2	0.05	○		0.2 EU	【<0.1(n=4)(投与後3日)(EU)】
豚の肝臓	0.2	0.05	○		0.2 EU	【<0.1(n=4)(投与後1日)(EU)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.3	○		0.2 EU	【<0.1(投与後3日)(羊)(EU)】
牛の腎臓	0.2	0.05	○		0.2 EU	【<0.1(n=4)(投与後3日)(EU)】
豚の腎臓	0.2	0.05	○		0.2 EU	【<0.1(n=4)(投与後1日)(EU)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.3	○		0.2 EU	【<0.1(投与後3日)(羊)(EU)】
牛の食用部分	0.2	0.05	○			【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.2	0.05	○			【豚の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.3	○			【その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.04	0.04	○		0.04 豪州	【0.026±0.025(n=9)(投与後3日)(豪州)】
鶏の筋肉	0.1	0.05	○	0.1		
その他の家きんの筋肉	0.1	0.2		0.1		
鶏の脂肪	0.1	0.05	○	0.1		
その他の家きんの脂肪	0.1	0.2		0.1		
鶏の肝臓	0.1	0.05	○	0.1		
その他の家きんの肝臓	0.1	0.2		0.1		
鶏の腎臓	0.1	0.05	○	0.1		
その他の家きんの腎臓	0.1	0.2		0.1		
鶏の食用部分	0.1	0.05	○			【鶏の肝臓及び腎臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.1	0.2				【その他の家きんの肝臓及び腎臓参照】
鶏の卵	0.05	0.09		0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.09				【鶏の卵参照】
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.2				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.2				
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.06	0.06	○			<0.03-<0.07(n=5)(投与後10日)
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.2				
魚介類(貝類に限る。)		0.2				
魚介類(甲殻類に限る。)		0.2				
その他の魚介類		0.2				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

エリスロマイシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注2)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.04
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.06

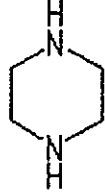
※今回基準値を設定するエリスロマイシンとは、エリスロマイシンAをいう。

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピペラジン (Piperazine)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／寄生虫駆除剤										
作用機構	ピペラジンは線虫類、特に <i>Ascaris</i> 属に対する活性を持つ寄生虫駆除剤である。										
我が国の承認状況	豚、鶏（産卵鶏を除く）、馬を対象動物とした動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	JECFA における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において豚、鶏に、EU において豚、卵に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.25 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 13 週間 亜急性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 25 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ピペラジンについて、マウスへのピペラジンの単独投与、ラットへのピペラジン及び亜硝酸塩の混合投与では、発がん性は認められていないが、マウスへの高用量のピペラジン及び亜硝酸塩の混合投与、ピペラジン及び高用量の亜硝酸塩の混合投与では、肺腺腫の発生増加が認められている。</p> <p>ヒトにおいて、経口投与されたピペラジンが、ニトロソ化され、実験動物において発がん物質である N-モノニトロソピペラジンとなる可能性がある。しかし、EMEA では、米国環境保護庁発がん物質評価部等で実施されている数学的モデルを用いて検討した結果、ピペラジンに発がんの危険性があるとしても極めて小さいと考えられるとしている。</p> <p>以上から、ピペラジンのヒトに対する亜硝酸との同時暴露による発がんの可能性は完全には否定できないが、ピペラジン単体での遺伝毒性試験においてすべて陰性でありピペラジンは生体にとって特段問題となる遺伝毒性を示さないと考えられることから、ADI を設定することが可能であると考えられた。</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ピペラジンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1883 1433 2112"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>15.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>4.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	6.0	幼小児 (1~6 歳)	15.1	妊婦	5.8	高齢者 (65 歳以上)	4.4
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	6.0										
幼小児 (1~6 歳)	15.1										
妊婦	5.8										
高齢者 (65 歳以上)	4.4										

意見聴取の状況	平成 28 年 6 月 17 日に在京大使館への説明を実施予定 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03 0.01	0.05 0.05 0.05	○ ○			<0.03(n=4)(投与後7日) <0.01(n=3)(投与後11日)
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5 0.09	0.05 0.05 0.05	○ ○			0.54(統計学的解析)(投与後7日) 0.03±0.02(n=3)(投与後14日)
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2 2	0.05 1 0.05	○ ○			0.15(統計学的解析)(投与後7日) 2.4(統計学的解析)(投与後11日)
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3 2	0.05 0.6 0.05	○ ○			0.29(統計学的解析)(投与後7日) 1.9(統計学的解析)(投与後11日)
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5 3	0.05 0.1 0.05	○ ○			0.54(統計学的解析)(投与後7日) 2.6(統計学的解析)(投与後11日)
乳		0.05				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.03	0.1 0.1	○			<0.03(n=3)(投与後5日)
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.1	0.1 0.1	○			0.12(統計学的解析)(投与後5日)
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.08	0.1 0.1	○			0.02±0.02(n=3)(投与後5日)
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.6	0.1 0.1	○			0.59(統計学的解析)(投与後5日)
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.6	0.1 0.1	○			(鶏の腎臓参照)
鶏の卵 その他の家きんの卵		2 2				
魚介類(さけ目魚類に限る。) 魚介類(うなぎ目魚類に限る。) 魚介類(すずき目魚類に限る。) 魚介類(その他の魚類に限る。) 魚介類(貝類に限る。) 魚介類(甲殻類に限る。) その他の魚介類		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
はちみつ		0.05				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

ピペラジン

食品名	残留基準値
	ppm
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.01
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.09
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
豚の食用部分 ^{注2)}	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3
鶏の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.08
鶏の腎臓	0.6
鶏の食用部分	0.6

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フルアズロン (Fluazuron)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／ダニ駆除剤										
作用機構	ベンゾイルフェニル尿素系誘導体で、キチンの形成阻害剤に属する昆虫成長制御剤である。吸血、脱皮及び孵化中のダニのキチン形成を特異的に阻害することにより、ダニを駆除すると考えられている。										
我が国の承認状況	承認されていない。										
諸外国の状況	1997年にJECFAにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は牛に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU及び豪州において牛に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.043 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 4.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルアズロンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>2.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	4.5	幼小児 (1~6歳)	9.6	妊婦	5.9	高齢者 (65歳以上)	2.9
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	4.5										
幼小児 (1~6歳)	9.6										
妊婦	5.9										
高齢者 (65歳以上)	2.9										
意見聴取の状況	平成28年3月30日に在京大使館への説明を実施 平成28年5月11日~6月9日にパブリックコメントを実施 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2		
牛の脂肪	7	7		7		
牛の肝臓	0.5	0.5		0.5		
牛の腎臓	0.5	0.5		0.5		
牛の食用部分	0.5	0.5				【牛の肝臓及び腎臓参照】

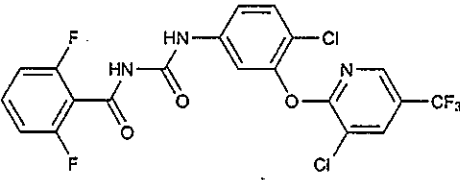
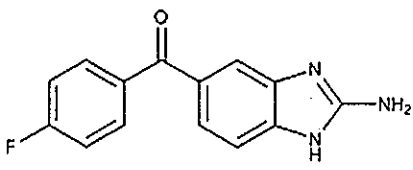
網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

フルアズロン

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.2
牛の脂肪	7
牛の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
牛の食用部分 ^{注)}	0.5

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フルベンダゾール (Flubendazole)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／寄生虫駆除剤										
作用機構	ベンズイミダゾール系の寄生虫駆除剤である。細胞骨格を構成する遊離のチューブリンのコルヒチン結合部位に結合して微小管形成を抑制し、有糸分裂を阻害すると考えられている。										
我が国の承認状況	牛、豚及び馬を対象動物とした動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	1992年にJECFAにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は豚及び鶏等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて豚及び鶏等に、ニュージーランドにおいて鶏等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.012 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 3ヶ月間 亜急性毒性試験 (イヌ・経口)</p> <p>無毒性量 2.5 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 200</p> <p>(発がん性試験は行われているが慢性毒性試験としては不十分であること及びNOAELが設定された試験における投与が週6日であることを考慮した追加係数2)</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：牛、豚及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用組織並びに乳については、フルベンダゾール及び(2-アミノ-1H-ベンズイミダゾール-5-イル)-(4-フルオロフェニル)-メタン (代謝物 R35475) を残留の規制対象とする。鶏及びその他の家きんの食用組織並びに卵については、フルベンダゾールを残留の規制対象とする。</p>  <p>R35475</p>										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。なお、暴露評価は、食品中に残留するフルベンダゾール由来の残留物の全てがフルベンダゾールと同程度の毒性を持つと仮定して試算を行った。</p> <table border="1" data-bbox="582 1859 1436 2094"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>32.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>9.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	11.8	幼小児 (1~6歳)	32.8	妊婦	13.0	高齢者 (65歳以上)	9.8
	EDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	11.8										
幼小児 (1~6歳)	32.8										
妊婦	13.0										
高齢者 (65歳以上)	9.8										

意見聴取の状況	平成 28 年 3 月 30 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 5 月 11 日～6 月 9 日にパブリックコメントを実施 平成 28 年 5 月 10 日～7 月 9 日に WTO 通報を実施中
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.02	0.02	○	0.01		<0.02 (n=2) (休薬10日)*1 【0.001±0.002(n=5)(休薬5日)】 【豚の筋肉参照】
豚の筋肉	0.02	0.010	○			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02	○			
牛の脂肪	0.02	0.02	○			*1 【0.006±0.006(n=5)(休薬7日)】 【豚の脂肪参照】
豚の脂肪	0.05	0.05	○			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.02	○			
牛の肝臓	0.1	0.02	○	0.01		<0.02 (n=2) (休薬10日)*1 【0.110±0.034(n=5)(休薬5日)】 【豚の肝臓参照】
豚の肝臓	0.3	0.010	○			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.02	○			
牛の腎臓	0.06	0.02	○			<0.02 (n=2) (休薬10日)*1 【0.010±0.011(n=5)(休薬7日)】 【豚の腎臓参照】
豚の腎臓	0.1	0.3	○			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.02	○			
牛の食用部分	0.06	0.02	○			<0.02 (n=2) (小腸) (休薬10日)*1 【豚の肝臓参照】 【豚の肝臓参照】
豚の食用部分	0.3	0.01	○			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.02	○			
乳	0.7	0.01				0.651 (2日目の投与から24時間後)
鶏の筋肉	0.2	0.20		0.2		【0.079±0.040(n=6)(休薬0日)】
あひるの筋肉		0.20				
七面鳥の筋肉		0.20				
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の筋肉		0.2				
その他の家きんの筋肉	0.2					
鶏の脂肪	0.01	0.05				【<0.010(n=6)(休薬1日)】 【0.024±0.005(n=10)(キジ)(休薬4日)】
あひるの脂肪		0.2				
その他の家きん(あひるを除く。)の脂肪		0.2				
その他の家きんの脂肪	0.05					
鶏の肝臓	0.5	0.50		0.5		【0.20±0.08(n=6)(休薬0日)】
あひるの肝臓		0.50				
七面鳥の肝臓		0.50				
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の肝臓		0.5				
その他の家きんの肝臓	0.5					
鶏の腎臓	0.4	0.4				【0.17±0.08(n=6)(休薬0日)】
あひるの腎臓		0.5				
その他の家きん(あひるを除く。)の腎臓		0.4				
その他の家きんの腎臓	0.4					
鶏の食用部分	0.5	0.5				【鶏の肝臓参照】 【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.5	0.5				
鶏の卵	0.4	0.40		0.4		【0.260±0.037(n=10)(休薬1日)】 【鶏の卵参照】
その他の家きんの卵	0.4	0.4				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

牛、豚及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用組織並びに乳の基準値案については、フルベンダゾール及び代謝物R35475の合計濃度で、鶏及びその他の家きんの食用組織並びに卵の基準値案については、フルベンダゾールの濃度でそれぞれ表している。

*1 牛の残留試験成績については、代謝物の残留データがないことから、フルベンダゾールのみの残留データを示している。当該品目の基準値案については、分析法の定量限界(親化合物:0.01 mg/kg、代謝物R35475: 筋肉・脂肪0.01 mg/kg、肝臓・腎臓0.05 mg/kg)を考慮に入れて設定した。牛の肝臓の基準値案については、豚の肝臓におけるフルベンダゾールと代謝物R35475の残留比(約1:4)を用いて設定した。

フルベンダゾール

食品名	残留基準値 ppm	※今回基準値を設定するフルベンダゾールとは、牛、豚及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及びその他の食用部分並びに乳については、フルベンダゾール及び代謝物R35475【(2-アミノ-1H-ベンズイミダゾール-5-イル)-(4-フルオロフェニル)-メタノール】の和をいい、鶏及びその他の家きんの筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及びその他の食用部分並びに卵については、フルベンダゾールをいう。
牛の筋肉	0.02	注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の筋肉	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.02	注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.1	注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
豚の肝臓	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	
牛の腎臓	0.06	注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の腎臓	0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	
牛の食用部分 ^{注2)}	0.06	注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	
乳	0.7	
鶏の筋肉	0.2	注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.2	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.05	
鶏の肝臓	0.5	
その他の家きんの肝臓	0.5	
鶏の腎臓	0.4	
その他の家きんの腎臓	0.4	
鶏の食用部分	0.5	
その他の家きんの食用部分	0.5	
鶏の卵	0.4	
その他の家きんの卵	0.4	

フルメトリン (Flumethrin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請がなされたこと及び当該承認に伴い同法に基づく使用基準を変更することについて農林水産省から意見聴取があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／寄生虫駆除剤										
作用機構	II型合成ピレスロイドの外部寄生虫駆除剤である。神経細胞膜のナトリウム透過性を持続的に亢進させ、駆虫効果が得られると考えられている。 フルメトリンは8種の異性体を有するが、組成の90%以上がトランス-Z ₁ 異性体及びトランス-Z ₂ 異性体から成る（トランス-Z ₁ 異性体：トランス-Z ₂ 異性体=55：45）と報告されている。										
我が国の承認状況	牛及び鶏を対象動物とした動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	1996年に農薬としてJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は牛に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて牛、羊及びはちみつに、豪州において牛、馬及びはちみつに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI：0.0039 mg/kg 体重/day [設定根拠] 79週間 発がん性試験（マウス・混餌） 無毒性量 0.39 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルメトリン（各異性体の和）とする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>13.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>43.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>10.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	13.4	幼小児（1～6歳）	43.1	妊婦	15.8	高齢者（65歳以上）	10.2
	TMDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	13.4										
幼小児（1～6歳）	43.1										
妊婦	15.8										
高齢者（65歳以上）	10.2										
意見聴取の状況	平成28年6月17日に在京大使館への説明を実施予定 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉	0.2	0.01 0.005	○	0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.06			0.01 EU	【<0.002(n=2)(羊)】 【<0.01(n=4)(羊)】
牛の脂肪 豚の脂肪	0.2	0.2 0.005	○	0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2			0.15 EU	【0.003, 0.007(羊)】 【0.03, <0.01(3)(羊)】
牛の肝臓 豚の肝臓	0.05	0.04 0.005	○		0.05 豪州	【<0.05(n=2)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.06			0.02 EU	【0.002, 0.003(羊)】 【<0.01(4)(羊)】
牛の腎臓 豚の腎臓	0.05	0.03 0.005	○		0.05 豪州	【<0.05(n=2)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.06			0.01 EU	【<0.002(n=2)(羊)】 【<0.01(n=4)(羊)】
牛の食用部分 豚の食用部分	0.05	0.03 0.005	○		0.05 豪州	【牛の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.1				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓参照】
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.01	0.03 0.005	○・申			<0.01(n=4)
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.6	0.03 0.005	○・申			0.54(統計学的解析)(鶏の皮膚)(投与後28日)
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01	0.03 0.005	○・申			<0.01(n=4)
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01	0.03 0.005	○・申			<0.01(n=4)
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01	0.03 0.005	○・申			(鶏の肝臓参照)
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.03	0.03 0.03				<0.01, 0.02 0.01(n=2)(卵黄)(投与後7日)
魚介類(さけ目魚類に限る。) 魚介類(うなぎ目魚類に限る。) 魚介類(すずき目魚類に限る。) 魚介類(その他の魚類に限る。) 魚介類(貝類に限る。) 魚介類(甲殻類に限る。) その他の魚介類		0.005 0.005 0.005 0.005 0.005 0.005 0.005				
はちみつ	0.005	0.005			0.005 EU	【<0.002(n=28), <0.001(n=6)】

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

申: 動物用医薬品の承認申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

フルメトリン

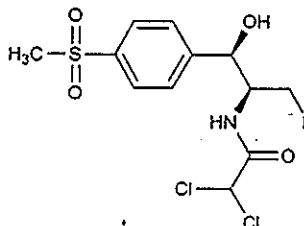
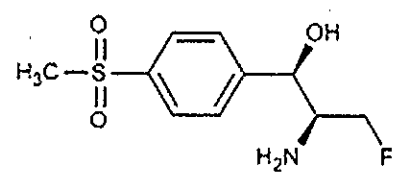
食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注2)}	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.05
鶏の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.6
鶏の肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
鶏の卵	0.03
はちみつ	0.005

※今回基準値を設定するフルメトリンは、各異性体の和とする。

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フロルフェニコール (Florfenicol)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請がなされたこと及び当該承認に伴い同法に基づく使用基準を設定すること並びに同法に基づく動物用医薬品の承認事項変更の承認申請がなされたことについて農林水産省から意見聴取があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	
用途	動物用医薬品／合成抗菌剤
作用機構	構造的、作用的にクロラムフェニコールと類似しており、広い抗菌スペクトルを持つ合成抗菌剤である。一部の菌種を除いて静菌的であり、細菌の70Sリボソームの50Sサブユニットに結合することにより、ペプチド転移酵素を阻害し、タンパク質合成を阻害すると考えられている。
我が国の承認状況	牛（搾乳牛を除く）、豚、鶏（産卵鶏を除く）等を対象動物とした動物用医薬品として承認されている。
諸外国の状況	JECFA における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において牛、豚等に、カナダにおいて牛、鶏等に、EUにおいて牛、魚介類等に、豪州において牛、豚等に、ニュージーランドにおいて牛、鶏等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>①毒性学的 ADI : 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 52 週間 慢性毒性試験 (イヌ・経口) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>②微生物学的 ADI : 0.012 mg/kg 体重/day</p> <p>③ADI の設定 毒性学的 ADI と微生物学的 ADI を比較すると、毒性学的 ADI の値がより小さくなることから、フロルフェニコールの ADI は 0.01 mg/kg 体重/day と設定することが適当であると判断した。</p>
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：フロルフェニコール及び加水分解によりフロルフェニコールアミン（代謝物 FFNH₂）に変換される代謝物とする。</p>  <p>代謝物 FFNH₂</p>
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。なお、暴露評価には、フロルフェニ

	<p>コールとしてのADI (0.01 mg/kg 体重/day) に、代謝物 FFNH₂/フロルフェニコールの分子量比 0.69 を乗じて、代謝物 FFNH₂ に換算した値 (0.0069 mg/kg 体重/day) を用いた。</p> <table border="1" data-bbox="584 280 1434 506"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>46.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>28.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	26.7	幼小児 (1~6歳)	46.9	妊婦	22.9	高齢者 (65歳以上)	28.2
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	26.7										
幼小児 (1~6歳)	46.9										
妊婦	22.9										
高齢者 (65歳以上)	28.2										
意見聴取の状況	<p>平成 28 年 3 月 30 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 5 月 11 日~6 月 9 日にパブリックコメントを実施 平成 28 年 5 月 10 日~7 月 9 日に WTO 通報を実施中</p>										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.3 0.3	0.2 0.2 0.2	○ ○		0.3 米国 0.3 EU	【<0.100(n=4)(米国)】 【<0.20(n=6)(EU)】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3 0.3	0.2 0.2 0.3	○ ○		0.3 ニュージーランド 0.3 ニュージーランド	【0.022±0.0290(n=4)(ニュージーランド)】* 【0.14±0.06(n=6)(ニュージーランド)】*
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	4 7	0.2 0.2 0.3	○ ○		3.7 米国	【1.38±0.53(n=5)(米国)】 2.58±0.58(n=4)
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3 1	0.2 0.2 0.3	○ ○		0.3 ニュージーランド	【0.14±0.04(n=5)(ニュージーランド)】 0.42±0.08(n=4)
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	4 7	0.2 0.2 0.3	○ ○			【牛の肝臓参照】 【豚の肝臓参照】
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.2	0.1 0.1	○			最大許容濃度:0.14 <0.01, 0.0153, 0.0176
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.4	0.3 0.3	○			0.09±0.01(3)
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	3	0.3 0.3	○		3 ニュージーランド	【1.21±0.24(n=10)】
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	1	0.5 0.5	○			0.32±0.01(3)
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	3	0.5 0.5	○			【鶏の肝臓参照】
魚介類(さけ目魚類に限る。)	1	0.2	○		1 米国	【0.21±0.1(n=18)(ニジマス)(米国)】 筋肉:2.4±0.28(n=3)
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	8	0.2	○			内臓:5.42±0.86(n=3)(ウナギ)※ 0.12,0.08,<0.005(ブリ)
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.3	0.03	○			
魚介類(その他の魚類に限る。)	1	0.2	○		1 米国	【0.16±0.06(n=20)(ナマス)(米国)】
魚介類(貝類に限る。)		0.1	○			
魚介類(甲殻類に限る。)		0.1	○			
その他の魚介類		0.1	○			

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

なお、同一の残留試験において、投与後48日のマーカー化合物(代謝物M1)の残留濃度は0.009±0.002 ppmであった。

*:ニュージーランドでは定量限界(0.05 ppm)未済の分析値のデータも含めて算出した値で基準値を設定している(休薬期間 牛:28日、豚15日、鶏3日)
※ 魚介類(ウナギ目に限る。)の基準値については、筋肉と内臓の重量比を9:1と仮定して筋肉と内臓の合計の残留濃度を算出した結果を元に設定した。

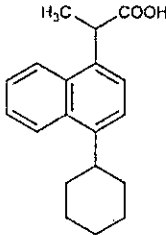
フロルフェニコール

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.3
豚の筋肉	0.3
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
牛の肝臓	4
豚の肝臓	7
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	1
牛の食用部分 ^{注)}	4
豚の食用部分	7
鶏の筋肉	0.2
鶏の脂肪	0.4
鶏の肝臓	3
鶏の腎臓	1
鶏の食用部分	3
魚介類(さけ目魚類に限る。)	1
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	8
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.3
魚介類(その他の魚類に限る。)	1

※今回基準値を設定するフロルフェニコールは、フロルフェニコールを代謝物FFNH₂[(1*R*,2*S*)-1-(4-メチルスルホニルフェニル)-2-アミノ-3-フルオロ-1-プロパノール]に換算したものと及び加水分解により代謝物FFNH₂に変換される代謝物を代謝物FFNH₂に換算したものの和とする。

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ベダプロフェン (Vedaprofen)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／抗炎症薬										
作用機構	ベダプロフェンはアリアルプロピオン酸誘導体の非ステロイド系抗炎症薬で、シクロオキシゲナーゼを阻害し起炎性物質であるプロスタグランジンの産生を抑制することにより、鎮痛・抗炎症作用を発揮すると考えられている。										
我が国の承認状況	承認されていない。										
諸外国の状況	JECFA において評価はなされており、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU において馬に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.00013 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 90 日間 亜急性毒性試験 (イヌ・経口)</p> <p>無毒性量 0.125 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 1000</p> <p>(イヌを用いた 90 日間亜急性毒性試験において一群当たりの動物数が少ないこと、慢性毒性試験及び発がん性試験が実施されていないことによる追加の係数 10)</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ベダプロフェンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="579 1435 1433 1664"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>5.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	5.6	幼小児 (1~6 歳)	4.7	妊婦	5.3	高齢者 (65 歳以上)	5.5
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	5.6										
幼小児 (1~6 歳)	4.7										
妊婦	5.3										
高齢者 (65 歳以上)	5.5										
意見聴取の状況	平成 28 年 6 月 17 日に在京大使館への説明を実施予定 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は不要)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05			0.05 EU	【<0.02 (n=4) (EU) (投与後12日)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			0.02 EU	【<0.02 (n=4) (EU) (投与後12日)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1			0.1 EU	【<0.02-0.030 (n=4) (EU) (投与後12日)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1			1 EU	【0.265±0.200 (n=4) (EU) (投与後12日)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	0.1				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓参照】

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値 (暫定基準)

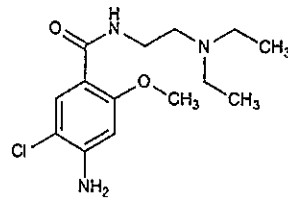
ペダプロフェン

食品名	残留基準値
	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注2)}	1

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

メトクロプラミド (Metoclopramide)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／整胃腸剤										
作用機構	ベンズアミド置換体で、消化管運動機能改善薬あるいは制吐薬として用いられる。メトクロプラミドは、ドパミン D2 受容体拮抗作用を介して副交感神経節後線維末端からのアセチルコリン遊離を促進し、消化管の運動異常を改善する。また、中枢の化学受容器引き金帯の D2 受容体に作用して制吐作用を示すと考えられている。										
我が国の承認状況	牛及び豚を対象動物とした動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	JECFA における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.0005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 6ヶ月間 亜急性毒性試験 (イヌ・経口) 最小毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 1000</p> <p>(ADI の設定に最小毒性量を用いること、また、十分な慢性毒性試験がなく、発がん性試験、生殖毒性試験及び神経毒性試験が実施されていないこと等による追加の係数 10)</p> <p>遺伝毒性について、一部の <i>in vitro</i> 試験で陽性の結果を示したが、その他の <i>in vitro</i> 試験及び <i>in vivo</i> 試験では陰性の結果を示したことから、生体にとって問題となる遺伝毒性は示さないと考えられた。発がん性試験は実施されていないが、たとえ発がん性があったとしても、遺伝毒性発がん物質ではなく、ADI を設定することは可能であると判断された。</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：メトクロプラミド (塩酸酸性条件での加水分解によりメトクロプラミドに変換される代謝物を含む。) とする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="574 1724 1436 1960"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>36.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>8.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	11.2	幼小児 (1~6 歳)	36.1	妊婦	13.3	高齢者 (65 歳以上)	8.3
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	11.2										
幼小児 (1~6 歳)	36.1										
妊婦	13.3										
高齢者 (65 歳以上)	8.3										
意見聴取の状況	平成 28 年 6 月 17 日に在京大使館への説明を実施予定 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.03	0.03	○			<0.025(n=1)(投与後1日)
豚の筋肉	0.03	0.03	○			<0.025(n=1)(投与後1日)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.005				
牛の脂肪	0.03	0.03	○			<0.025(n=1)(投与後1日)
豚の脂肪	0.03	0.03	○			<0.025(n=1)(投与後1日)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.005				
牛の肝臓	0.03	0.03	○			<0.025(n=1)(投与後1日)
豚の肝臓	0.03	0.03	○			<0.025(n=1)(投与後1日)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.005				
牛の腎臓	0.03	0.03	○			<0.025(n=1)(投与後1日)
豚の腎臓	0.03	0.03	○			<0.025(n=1)(投与後1日)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.005				
牛の食用部分	0.03	0.03	○			<0.025(n=1)(心臓、脾臓)(投与後1日)
豚の食用部分	0.03	0.03	○			<0.025(n=1)(心臓、脾臓、膵臓)(投与後1日)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.005				
乳	0.005	0.005	○			<0.005(n=4)(投与後36-48時間)
鶏の筋肉		0.005				
その他の家きんの筋肉		0.005				
鶏の脂肪		0.005				
その他の家きんの脂肪		0.005				
鶏の肝臓		0.005				
その他の家きんの肝臓		0.005				
鶏の腎臓		0.005				
その他の家きんの腎臓		0.005				
鶏の食用部分		0.005				
その他の家きんの食用部分		0.005				
鶏の卵		0.005				
その他の家きんの卵		0.005				
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.005				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.005				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.005				
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.005				
魚介類(貝類に限る。)		0.005				
魚介類(甲殻類に限る。)		0.005				
その他の魚介類		0.005				
はちみつ		0.005				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

メクロプラミド

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.03
豚の肝臓	0.03
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.03
牛の食用部分 ^{注)}	0.03
豚の食用部分	0.03
乳	0.005

※今回基準値を設定するメクロプラミドとは、メクロプラミド(塩酸酸性条件での加水分解によりメクロプラミドに変換される代謝物を含む。)をいう。

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

過酸化水素

審議の対象	食品添加物としての使用基準の改正
経緯	事業者等からの要請により使用基準の改正を行うもの
化学式	H_2O_2
用途	漂白剤、殺菌料
概要	我が国では、過酸化水素は、昭和23年に添加物として指定され、昭和55年2月に「最終食品の完成前に過酸化水素を分解し、又は除去しなければならない。」と使用基準が改正されており、過酸化水素が完全に除去されることが確認されているカズノコに対しての使用が認められている。
諸外国での状況	<p>(1) JECFAの評価</p> <p>1980年の第24回会合において、ミルクの保存料、殺菌料として評価が行われ、「ADIは特定しない」とされたが、他に優れたミルクの保存方法がない場合のみ使用されるべきとしている。また、2004年の第63回会合において、過酸化水素を含む過酢酸製剤について評価が行われ、過酸化水素については、食品中で速やかに水及び酸素に分解されるとし、安全性に懸念をもたらしものではないとしている。</p> <p>(2) 諸外国の使用状況</p> <p>コーデックスでは、加工助剤は添加物として取り扱われないため、規格は設定されていない。</p> <p>米国では、GRAS物質として、牛乳、チーズ、ホエイ、ニン、インスタント紅茶等に抗菌・漂白目的で使用が可能であり、適切な物理的、化学的方法で除去することとされている。</p> <p>欧州連合(EU)では、過酸化水素を含む「加工助剤」は食品添加物に含まれず、個別指定の対象ではない。</p>

食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はない。
摂取量の推計	過酢酸製剤の使用に係る摂取量 0.105 mg/人/日 (0.0019 mg/kg 体重/日) 及び使用基準改正に伴う摂取量 0.0096 mg/人/日 (0.00017 mg/kg 体重/日) を合算し、0.115 mg/人/日 (0.0021 mg/kg 体重/日) と推定している。
使用基準案 (下線部が改正箇所)	過酸化水素は、 <u>釜揚げしらす¹及びしらす干し²にあつてはその1kgにつき0.005g以上残存しないように使用しなければならない。</u> その他の食品にあつては、 <u>最終食品の完成前に過酸化水素を分解し、又は除去しなければならない。</u>
成分規格案	成分規格は既に設定されている。本使用基準改正において変更の必要はない。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報を実施予定
答申案	別紙のとおり

¹ 釜揚げしらすとは、体長（魚のふん端から尾びれの付け根までの長さをいう。）がおおむね5 cm以下の魚類を煮熟によってたんぱく質を凝固させたものをいう。

² しらす干しとは、釜揚げしらすを乾燥したものをいい、ちりめんも含む。

答申（案）

過酸化水素の添加物としての使用基準については、以下のとおり改正することが適当である。

使用基準（案）

※下線部が改正箇所

過酸化水素は、釜揚げしらす及びしらす干しにあってはその1kgにつき0.005g以上残存しないように使用しなければならない。その他の食品にあっては、最終食品の完成前に過酸化水素を分解し、又は除去しなければならない。